

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 千葉 康一郎

1 日時

平成 19 年 7 月 2 日(月曜日)

午前 10 時 4 分開会、午後 4 時 25 分散会（うち休憩午後 0 時 5 分～午後 1 時 3 分、午後 3 時 18 分～午後 4 時 19 分）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

千葉康一郎委員長、小野寺有一副委員長、及川幸子委員、三浦陽子委員、高橋元委員、樋下正信委員、高橋博之委員、木村幸弘委員、及川あつし委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐々木担当書記、菅野担当書記、津軽石併任書記、花山併任書記、河野併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

菊池環境生活部長、小田桐環境生活企画室長、
古川産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、菅原環境生活企画室企画担当課長、
谷地畝環境生活企画室県民生活安全担当課長、
高橋環境生活企画室食の安全安心・消費生活担当課長、加藤環境保全課総括課長、
谷藤資源循環推進課総括課長、菅原自然保護課総括課長、
青木資源エネルギー課総括課長、遠藤青少年・男女共同参画課総括課長、
杉村産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室調査追及担当課長、
吉田産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当課長

(2) 保健福祉部

赤羽保健福祉部長、古内保健福祉企画室長、野原保健福祉企画室企画担当課長、
柳原医療国保課総括課長、高田保健衛生課総括課長、下屋敷地域福祉課総括課長、
及川長寿社会課総括課長、小林障害保健福祉課総括課長、川上児童家庭課総括課長、
尾形医師確保対策室長

(3) 医療局

法貴医療局長、細川医療局次長兼病院改革室長、佐々木参事兼職員課総括課長、
熊谷管理課総括課長、岡山業務課総括課長、三田システム管理室長、

根子病院改革室経営改革監、相馬病院改革室医師対策監

7 一般傍聴者

11人

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 環境生活部関係

(議案)

議案第2号 平成19年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

(請願陳情)

受理番号第3号 海に、空に、放射能を流さないことを求めることについての請願

(3) 保健福祉部関係

(議案)

議案第2号 平成19年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

(4) 医療局関係

(議案)

議案第19号 県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第1号 岩手県立大船渡病院の充実を求める請願

イ 受理番号第2号 県立胆沢病院産婦人科と小児科の常勤医師増員確保を求める

請願

(5) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○千葉康一郎委員長 おはようございます。ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議がないようでございますので、さよう決定いたしました。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第2号平成19年度岩手県一般会計補正予算(第3号)中、第1条第2項第1表中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち環境生活部関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小田桐環境生活企画室長 それでは、環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。議案（その2）の4ページをお開き願います。

議案第2号平成19年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち環境生活部の補正予算額は、3款民生費のうち2項県民生活費433万2,000円の増額補正と、4款衛生費のうち2項環境衛生費8億7,944万8,000円の増額補正であります。この補正によりまして、当部関係の予算総額は90億7,581万6,000円となるものであります。補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略して御説明申し上げますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の26ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。食に関する危機管理対策事業費は高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に備え、より迅速で的確な対応を行うため、実践的な対策訓練などを実施しようとするものであります。

食育県民運動促進事業費は、民間が主体となった食育の県民運動を支援するため、食育に関する優良活動表彰などを実施するとともに、市町村における食育基本計画の策定を促進するための研修会などを実施しようとするものであります。

次に、3目青少年女性対策費であります。配偶者暴力防止対策推進事業費は、内閣府から地域における女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究事業の委託を受け、若年層を対象とした意識調査や予防啓発プログラムの作成などを実施するために要する経費を補正しようとするものであります。

次に、30ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費でございます。循環型地域社会形成推進事業費のうち産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助は、産業廃棄物の減量化やリサイクル等を推進するため、現在、事業者による廃棄物の発生抑制等の調査研究や製品製造等に要する経費に対して補助しておりますが、新たに廃棄物の減量化に必要な設備の購入やリサイクル製品の販売促進の取り組みをも補助対象とするため、それに要する経費を補正しようとするものであります。

いわて環境教育推進事業費は、県民の方々一人一人が環境の問題を身近なことにとらえて行動していただけるよう、日常の生活が環境に与える影響やエコライフの実践による改善効果をわかりやすく学ぶための教材などを整備しようとするものであります。

ごみ処理広域化促進事業費は、一般廃棄物の減量化と適正な処理の推進を図るため、市町村ブロックにおける環境影響とコストを最少化するための施設配置や輸送システムを研究し、その成果を関係市町村に提示することにより、ごみ処理広域化の取り組みを促進しようとするものであります。

新エネルギー導入促進事業費は、バイオマスや風力を活用した新エネルギーの導入を促進するため、県内でのさまざまな取り組み事例を情報発信することにより、県内の波及を図ろうとするものであります。

省エネ・新エネアドバイザー事業費は、省エネルギーや新エネルギーの利活用に積極的に

取り組む意欲を持つ中小事業者に対し、専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し、指導や助言を行おうとするものであります。

地球温暖化防止行動啓発事業費は、県民の方々の地球温暖化に対する関心をより高めるため、県内各地において活動事例のコンテストなどを実施するほか、新エネルギー導入の拠点施設である県営屋内温水プールに太陽光発電と小型風力発電による屋外灯を設置しようとするものであります。

次に、3目環境衛生指導費の主なものでありますが、県境不法投棄現場環境再生事業費は、不法投棄現場において新たに廃棄物が発見されたこと等に伴う処理量増加の対策として、廃棄物処理の新規参入先での処理のほか、新たに取り組む汚染土壌処理に要する経費を補正しようとするものであります。

人工衛星産業廃棄物監視推進事業費は、産業廃棄物不適正処理の早期発見のため、人工衛星からのデータを活用した監視情報システムを開発しようとするものであります。

次に、4目環境保全費であります。環境保全費は今年度に入り本県でも光化学オキシダント濃度の上昇が見られることから、県民の方々に的確に注意喚起をすることができるよう測定箇所を2箇所から5箇所に増設するために要する経費を補正しようとするものであります。

31 ページにまいりまして、騒音、振動、悪臭防止対策事業費は、悪臭防止法に基づく臭気指数規制を導入するに当たり、適正な規制基準を設定するために必要な臭気測定調査などに要する経費を補正しようとするものであります。

石綿健康被害救済制度負担金は、石綿による健康被害の救済のため、独立行政法人環境再生保全機構が設置した基金に対して資金を負担しようとするものであります。

5目自然保護費であります。地域力活用型自然ふれあい促進事業費は、自然公園等の保全と活用に向けた行政と民間との協働の取り組みを促進するため、グリーンボランティア研修会などを実施しようとするものであります。

次に、鳥獣保護費であります。野生動物との共生推進事業費は、ツキノワグマによる人身被害や農業被害が依然として発生していることから、その行動特性などについて調査を実施するとともに、被害防止のための普及啓発などを行おうとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正予算の概要であります。どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

○及川幸子委員 30 ページの、御説明いただきました新エネルギー導入促進事業ということですが、バイオマス等の取り組みを県内にいろいろ啓発なさるということでした。実際のところ、県で推奨しておりますペレットストーブでございますが、なかなか材料の調達がままにならないのが現状でございます。かなり旗を揚げて一生懸命なさっているのはわかります。そして、補助費も出してございますけれども、この暑い時期はペレットストーブといってもなかなか買い求める方もいらっしやらないようですが、これは早目に冬に向けた取り

組みが必要です。私、振興局にこの間お邪魔いたしましたけれども、なかなか間伐材を手に入れることもままにならない状況で、その材料をどうやって調達するのかまで取り組まれていくのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。県内には、2、3箇所ほどこのペレットの原料をつくる会社がありますけれども、いろいろ資材投入とか、そういうことでとても利益が上がらないというのが現状のようです。その上、この資材が入らないということは大変な状況のようですので、今からこの冬に向けての取り組みを考えているようですが、その辺のところをお聞きしたいと思います。まず1点でございます。

○青木資源エネルギー課総括課長 ただいま御質問のございましたペレットの原料調達という問題についてでございますが、昨年度の県内での生産は、大体4企業で生産をしているというふうに承知してございまして、大体大ざっぱな数字で申し上げますと3,000トン程度、生産が行われています。それは、県内のペレットストーブ等のボイラーを含めて、その消費に必要な生産は賄っていただいているというふうに承知してございます。

この問題につきましては、私どもの部に限らず農林水産部、商工労働関係課が集まりまして、その取り組みを庁内挙げて進めているという状況でございます。生産の規模、能力からしますと、まだ3,000トン以上の生産能力はあるというふうに私どもは各企業さんからの話を伺っていますと受けとめております。あとは、材料調達を含めて不意なストーブの導入増に伴うような生産量を確保していくように、私どもとしてもしかるべく対応なり指導ということで対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○及川幸子委員 まだまだ生産能力はあるということですが、その原材料が入らないことには、能力があっても全然だめだと思います。我が地域の方の胆沢ダムの工事現場から上がってくる間伐材も、やっぱり別なルートでどこかに行ってしまうような部分があります。やはりその辺のところも、どういうルートで、どういう流通でそういうのが流れていくのかまでしっかり把握していかないと、どんなにストーブを売っても、買った方々はどこで買えばいいのか、本当に実際買えるのか、スーパーでも売っているのかというのが一番の問題のようですので、その辺のところも、どうぞ含んで今後の取り組みの強化にさせていただきたいと思えます。

それから次、野生動物との共生推進事業費でツキノワグマの人身被害が大変多いということでお聞きしましたけれども、実はツキノワグマもですけれども、シカです。五葉山とかは大変シカの繁殖が多くて、実際田植えをした田んぼや畑にもシカが入って食い尽くすというところですが、シカ対策についてはいかがでしょうか。今度クマからシカの部分で、この部分も考えていかないとだめだと思うのですが。

○菅原自然保護課総括課長 シカ対策でございますが、シカの保護管理計画をつくってこれまでも進めてまいりましたが、実は今年度、本管理計画の改定の年になってございます。シカの狩猟期が11月から始まるということもございまして、私どもとしては10月いっぱいをめどに新たな管理計画を策定したいと思っております。

特に五葉山地域につきましては、シカが密集しているということもございまして、本年の

3月でございますが、ヘリコプターを五葉山周辺に飛ばしまして生息数の調査を行っております。以前は平成12年の3月にもヘリコプターで調査した経緯がございますが、その分析をただいま急いでおりまして、平成12年以降の五葉山周辺での生息数がどうなってきたのかということ踏まえて、新たな計画に臨んでいきたいと思っております。ただ、被害の状況等を見ますと、林業被害は特に新植造林が減ってきたということもあって林業被害は減ってございますが、農業被害の方が近年、若干高目で推移してございます。この辺は、やや問題があるということと、もう一つはシカの生息域がだんだんと北の方に拡大していく傾向が見られるということがございます。

こういったことから、今度の新しい保護管理計画を策定するに当たりましては、計画の対象区域を今のようなある程度狭いところだけで果たしていいのかどうかという問題、それから狩猟をして積極的にシカをとるという必要がある場合は、狩猟期間を若干ほかの鳥獣に比べて見直していくというようなこと、あるいは1頭当たりの捕獲頭数の規制が今かかっている部分があるのですが、そういったものの規制緩和、こういった制度的な面についてもあわせて対策を講じたいと思っております。

また、今までの計画はどちらかというと適正頭数になるために狩猟を中心にとっていくというのが中心でございましたが、実際の被害の状況を見ますと、部落ごとのモデル的な有効な対策が必要だということもわかっておりますので、そういった総量規制だけではなくて、地域ごとの有効な対策ということも計画に盛り込んでいきたいと思っております。

○及川幸子委員 ありがとうございます。ハンターの方々は、シカの生息がどんどん流れが変わっているということもとらえているようですが、そういう方々も集めながら啓発活動とかもなさっているのでしょうか。

○菅原自然保護課総括課長 ハンターにつきましては、近年全国的にもそうですが、高齢化、それから数自体の減少ということもございます。ハンターさんは、実際のシカの生態にも詳しい方々ですし、実際捕獲をする担い手でもございますので、本課に検討委員会をつくって対策を練っておりますが、その中に県の猟友会の方にも加わってもらっております。

なお、シカを捕獲する場合に、捕獲する担い手をもう少し養成したらどうかということがございます。今年度でございますが、狩猟免許の試験を通常年2回盛岡で開催してございましたが、本年度3回目として、新たに大船渡での単独開催を考えてございます。鳥獣保護法が改正されまして、今まで網罟免許という区分がありましたが、網免許と罟免許に分かれてございます。そうしますと、手数料的なこともあります。免許が比較的取りやすくなったということがございまして、例えば地元の農家の方々がみずから罟免許を取って有害なシカの捕獲に乗り出すというようなことも対策として必要だろうということで、大船渡市で網罟免許につきまして特化した形で狩猟免許試験を実施して、捕獲の担い手を確保したいと、そういうふうに考えております。

○及川あつし委員 質問は、第4款の衛生費に関係してでございます。ごみ処理広域化促進事業費108万円の補正についてでございますが、まずいわゆるごみ処理の広域化計画につ

いてです。この計画については、私も初当選させていただいた平成 11 年、直前の 3 月に策定されて、以前より関心を持ってきたものでございますけれども、6 ブロックにいわゆる一廃の焼却施設を平成 29 年に向かって集約していくという内容であったと思っております。当時ダイオキシン対策ということで随分いろんな報道がなされ、私もいろいろな対策を求めてきた経緯もございますけれども、最近になりますとダイオキシン報道の一連のものは誤りでもあったのではないかなというふうなものもありまして、私もいろいろ対策を求めてきた立場から、いろいろと複雑な思いをしているところでございます。そうした社会状況の変化もございまして、また今定例会で新知事がいわゆる新地域主義戦略ということで、将来的に県内 4 広域振興圏に云々という発言をたびたび繰り返しております。私は、この趣旨、目的について、まだ理解をしていない一人でありますけれども、いずれこのごみ処理の広域計画、6 ブロックにまとめるということで進んできていると思っておりますが、本当に 29 年に向かって達成する見込みがあるのかどうかというのがまず 1 点です。

2 点目は、今申し上げた社会状況の変化と知事の方針が変更になっておりますので、直観的に私はこの広域処理計画なるものがいずれどこかの段階で見直される可能性があるのではないかなというふうにも思っております。この計画自体の変更の見込みがあるかどうか、2 点目伺いたいと存じます。

また、3 つ目は計画の進捗状況を先日依頼調査をいたしまして、全域の計画の進捗状況を伺ったところでございますけれども、私の選挙区も含まれておりますいわゆる県央のブロックですか、ここについて一番課題があるのではないかなというふうに調査では拝見をいたしたところでございますが、進んでいない理由と課題等についても、まずお示ししていただければと思います。

○谷藤資源循環推進課総括課長 ごみ処理広域化計画でございますけれども、これは平成 11 年 3 月に委員お話がありましたように、ダイオキシン類等の環境負荷の低減、あるいはリサイクル等ごみ処理の効率化、あるいは未利用エネルギーの有効活用、ごみ処理コストの低減等、こういったものを目的として策定した計画でございます。この計画の目標年度ですが、平成 29 年度ということで、残り 10 年ぐらいということになってきておりますが、この計画をつくるに際しましては、実際に動いております市町村の施設の耐用年数、こういったものも考慮しながら市町村に参加をしていただいて策定した計画でございます。こうしたこともありまして、本格的な集約は今後になるということもあるのですが、現時点で達成が可能ではないかなというふうに見てございます。

計画の内容について見直す予定、その見通しはどうかというお話がございましたけれども、現在の 6 ブロックですが、この 6 ブロックを例えば見直す場合については、先ほど申しましたようなダイオキシン類の環境負荷の低減ですとか、あるいはごみ処理の広域化、こういったような目標から見て、現在の計画や地域としてより優位な計画となっていくことが必要だろうというふうに考えてございます。先ほど 4 地域というお話もございましたけれども、現在の 6 ブロックをベースにしても対応可能ではないのかなと今の段階では考えて

おりますので、今の時点で計画の内容を見直すといったようなことは考えてございません。

なお、さらに広域化をしようという場合につきましては、運搬距離の延長ということも出てまいります。そうした場合に、環境負荷やコストが増加するという可能性もありますので、そうした場合にはこういった状況が広域化の目的にかなうかということも改めて検討しながら判断していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

それから、3つ目ですが、県央ブロックの協議が進んでいないのではないかとということですが、県央ブロックにつきましては、広域化計画の6ブロックの中では焼却施設が7施設と最も多い区域になってございます。加えまして、この中で規模の大きな盛岡市、盛岡・紫波、滝沢村の3施設、これが大体区域の処理能力のおよそ85%を占めているのですが、こちらの施設が新しくて耐用年数が長いということがあります。こういったことから、現実的なテーマを持って協議をしにくいという感があるのかなというふうに考えてございます。そういった意味では、具体的に協議を進めていくテーマがないということも課題かなというふうに考えておまして、今回計上しておりましたこの研究の中では、市町村にも参加をしていただきながら、環境影響とコストを最少化する施設の配置ですとか、あるいは輸送システムといったものをその研究成果として資料を提供していこうというものでありまして、協議を進めていく上での材料になるのではないかなというふうに考えております。

○及川あつし委員 ありがとうございます。方針について、私もブランクがありましたので、今、執行当局の考え方がよくわかりました。達成可能ということでもありますので、ぜひ当初の目的どおり粛々と、御苦労が多いかと思いますが、進めていっていただきたいというふうに思うところでございます。

今、御答弁いろいろございましたが、当初この計画を策定するに当たって、いわゆる未利用エネルギーの利活用ということがあったかと思うのですが、これは技術革新の熟度と関係してくるものだというふうに思っております。私も知識は十分ではありませんが、RDFについては、最近はもうだめなのかなというような気もしております。いわゆるサーマルリサイクルの方に転換してきているような気もいたしておりますが、本来の意味での未利用エネルギーの活用というところにはなっていないのかなと私自身は印象として受けているわけですが、今後、達成年度まであと残10年ということもございますので、どのような技術革新があるかわかりませんが、現段階でこの未利用エネルギーについてどういう観点から促進していく予定なのか、その点についてあわせてお伺いしたいと思います。

あと6ブロックに集約をするといったことについての趣旨、目的の一つに、処理費の低減という部分があるかと思うのですが、どの程度、6ブロックに集約された場合にこの処理費用の低減効果があるのかというのをお知らせいただければと思います。

○谷藤資源循環推進課総括課長 まず、未利用エネルギーの利用の関係でございますけれども、未利用エネルギーの現在の利用状況ですが、焼却する際の前熱を回収して発電を行っている施設が3施設ございます。これは、盛岡市、盛岡・紫波、滝沢村で、出力が4,100キロワットということでございます。それから、温水を利用した盛岡市のゆびあすは温水プー

ルなどに場外利用している面がありますが、多くは風呂等の場内での利用にとどまっている。あるいは、規模が小さいことで十分な熱エネルギーが得られないということで利用されていないという状況がございます。

現在こういう施設を整備するにつきましては、国の方から循環型社会形成推進交付金という制度があり、それが交付されるのですが、この場合の要件として発電効率あるいは熱回収率が10%以上ということがございます。県としては、この10%以上を達成するような形での計画になるように市町村の方に助言をしまいたいというふうに思っておりますし、現在のその施設の発電効率でいいますと、一番高いところでも9%ということで、現在の交付金制度という、もうちょっと頑張らなければいけないかなという状況もございます。この辺については鋭意こういった形のものもありますよというようなことも技術的な情報として提供しながら、市町村の方に協力してもらいたいというふうに考えております。

それから、処理費の低減効果でございますけれども、これは広域化計画を策定した当時の試算ということになります。当時県全体では年間約124億円ほどごみ処理、焼却の方の経費を要しているといったことがございました。これを広域化することによっておよそ20億円程度の低減ができるのではないかとというふうに試算をしております。以上でございます。

○及川あつし委員 よくわかりました。先ほど申し上げましたけれども、ぜひ進めていっていただきたいと思えます。

最後になるわけですが、この広域化を進めるに当たって、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドというような形だと思っておりますけれども、ビルドに向かっての計画が山あり谷あり、いろいろ地域によって濃淡があると思うのですが、いずれ新しい方向に向かうに当たって、既存施設のスクラップという問題がいまだに残っているかと思えます。この盛岡についても、三ツ割と門があるわけですが、市町村側からすると、いわゆるスクラップ費用がダイオキシン対策に伴って非常に高くなっている。もちろん環境省の補助も高くなってきているという部分もありますけれども、いまだに進んでいないというような状況もあります。この広域化計画を進めるに当たっては、スクラップの部分も十分に配慮しながら進めていっていただきたいというふうに思うわけですが、その点について御所見があれば伺って質問にしたいと思います。

○谷藤資源循環推進課総括課長 ただいまの施設のいわゆる解体、撤去、新設に伴ってのそういったものについてはどうかということでございますけれども、確かに現在の焼却施設を解体するに際しましては、ダイオキシン対策等の、その飛散防止というのは非常に厳密な工事をしなければならないということで、コストがかかる問題ということがございます。そういうこともありまして、国の方では一応支援する制度は設けておるのですが、その支援する際については、廃棄物に関連するリサイクル施設や積替保管施設のようなものですが、こういった施設を建設するのに合わせてということで、単独の撤去をすることに対しての支援というのは、今はない状況でございます。こういったこともあって、なかなか財政的に

苦しい市町村の中では進んでいないという状況がありますが、そこを工夫していただきながら、今の制度を有効に活用して解体撤去を進めるような方向で私どもも努力してまいりたいというふうに考えております。

○三浦陽子委員 それでは、私の方からは食の安心安全ということの観点から、まず一つ質問させていただきます。

今非常に大々的に報道されておりますけれども、加工の部分でああいう企業の非常にずさんなやり方、危機管理のないやり方というのが本当に消費者としては心配な部分ですけれども、岩手県においてそういう懸念を感じるようなところをどういうふうに調査したり、指導したりするかということをちょっとお伺いしたいと思います。HACCP方式とかいろいろあると思いますけれども、今、食の安心・安全アクションプランで第2次のプランを策定中だと思います。その辺につきましても県の方の取り組み姿勢につきまして、ちょっとお伺いしたいと思います。

○高橋食の安全安心・消費生活担当課長 食の安全・安心の確保の関係でございます。ミートホープの問題が出まして、そういった点で県民は非常に不安に思っている。特に加工食品について思っているかと思うのですが、第2次食の安全・安心アクションプランをこの3月に実は改定をしてつくったわけです。まずは今まで食の安全・安心に取り組んできたおかげで、それなりに県民に対する信頼というのは向上してきているという中にあって、やはりその製造現場、そういったところに対しても消費者が行って事情をよく知るといふ、そういうふうな普及啓発、それからまた食育という観点で農業の生産現場とか工場を見て歩くとか、そういった目で見ることによってかなり安心につながるものと、そういう方向でアクションプランを3月に改定したところでございます。

また、ついでに今回のミートホープの事件に関しましては、農林水産省の方でどういうふうな流通経路をとっていたのかというふうなことを今調査しておりますので、流通経路を把握したその結果を受けまして、本県にどれほど出回っているのか、その辺もちょっと情報を聞きながら対応していきたいと思っております。また今月内に農林水産消費安全技術センターというところで牛ひき肉そのものを調査するというので、これ100検体ぐらいを調査をして、遺伝子分析をして、変なものがまじっていないか、そこまでの検査するというふうになっていますので、その辺も結果を見ていきたいなと思っております。

それから、ついでに生協からもちょっとお話を聞いていまして、加ト吉の商品を生協が扱っていたというようなことがあったので、その辺のお話を聞いたら、これは共同購入の形で注文して取り寄せるというやつですので、全部どこが買ったかわかっているのだそうです。これに対しては、個別に全部おわびと、それから代金を返金しますというような作業をやっているそうです。ほかにもそういう商品はないか、また生協としても調査をしているというふうなことのようです。

○三浦陽子委員 ありがとうございます。やはりこの安心安全というのは、もう何かしかり目に見える形にしていけないと、なかなか納得できない部分というのがあると思えます

ので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

先ほど出ました食育に関しましてなのですけれども、私も一般質問でも取り上げさせていただいて、これをどんどん進めていっていただきたいものなのですが、生活環境の部分で出された計画ですよね。しかし、そこはいろんな分野がかかわっているわけですし、どこを中心に組み込んでいくかというのをもうちょっと明確にしてほしい。例えば私も歯科医という立場で、この食育に関しては歯科医師会も一生懸命取り組んで、保健福祉の方と連携したり、こちらの生活環境の方々と連携したりと、いろんな場面で連携するところがあると思うのです。特に食というのは口から入るものですから、歯科医師会との連携に対する期待といいますか、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○高橋食の安全安心・消費生活担当課長 歯科医師会との連携ということでございます。昨年、歯科医師会との食育のネットワークの方に入っていた関係もありまして、その過程でやっぱり口腔機能の維持、それからよくかむことの大切さというのは、まず食育の前提だろうというお話をいただいております。18年につくったばかりの食育推進計画の中にも位置づけをしておりますが、よくかむことによって、例えばメタボリックなんかの場合も脳中枢の満足度が高くなって、やたらと食べなくていいようになるとか、そういうふうなことがあります。そういった歯科医師会とのお付き合いの中で学ぶことも多かったので、今後ともそういった点でいろいろお力添えをいただきたいと思いますと考えております。

○三浦陽子委員 ぜひそこはお願いいたします。

あと一つ、グリーンボランティアのことにつきましてちょっとお伺いしたいと思います。私の身近な方で早池峰山のボランティアをやっている方がいます。一生懸命皆さん活動しているのですが、この事業費を見ますと、新規についております。これはボランティアの養成にかかわることのように書かれておりますけれども、今現在活動している方々に対する何か支援策というものはお考えでしょうか。

○菅原自然保護課総括課長 この自然ふれあい促進事業の中身でございますが、大きくは2つございまして、ボランティアの方々のスキルアップを図っていただく。それから、現地で一緒に研修することによって、お互いの交流が図られて組織化にもつながっていくのをねらっております。また、活動を活発化し、活動しやすい環境にするということから、ボランティア保険への加入費をここで計上させていただいております。これが補正予算の中身でございます。

また、現時点で活動されている方への支援ということでございますが、実は当初予算の方におきまして、早池峰地域でシャトルバスを運行してございます。ボランティアの方もシャトルバスを御利用いただくことについて、一部今まで御負担をいただいております、大体1回600円かかるのですが、延べ400人分のシャトルバスの利用料を当初予算に計上してございます。バスの利用をされた場合は県の方で負担をさせていただくということにしてございます。

○高橋博之委員 地球温暖化防止行動啓発事業費についてお尋ねをいたします。種々、啓発

事業があると思うのですが、自動車からの排出に対する対策もこの中に入ってくることですよね。私も知らなかったのですが、本県では全国平均の2倍の排出量だということで、先日も報道で公共交通機関の利用促進、あるいはエコドライブ、アイドリングストップだとか、あるいは急発進をしないだとか、さまざま啓発活動を行っていくということで、大変結構なことだと思うのですが、具体的にこの啓発事業にどのように取り組んでいくのか、その手段についてお尋ねをいたしたいと思います。

○青木資源エネルギー課総括課長 まず、6月補正予算でお願い申し上げております地球温暖化防止行動啓発事業につきましては、本県のCO₂の排出状況を見ますと、2003年で全体としては90年対比で1%の減という形になっておりますが、運輸部門は逆に10%伸びています。それから、民生部門、業務部門等もかなりの伸びを示しているということがございまして、やっぱり県民の方一人一人がCO₂の排出削減、地球温暖化防止にどう取り組むかということについて、意識を持って行動につなげていただく必要がある、その行動が大事であるということがございます。これまでもCO₂ダイエット日記クラブというような事業で県民運動を展開してございましたけれども、今予定していますのは、企画会社等からの企画を出していただきながら、効果的な啓発活動をこれから展開していこうということでお願いしている部分がございます。6月補正では、そういった内容を主に予算化しようということで考えておりますが、ただいまもございましたエコドライブというものの関係につきましては、どうしても首都圏と違いました公共交通機関の便がなかなかよくないという地区がございます。自家用車を活用するという面が本県の場合は多いという状況がございまして、運輸部門のそういう意味での排出量が多いということがございます。そういったことで、少しずつでも運輸部門のCO₂の排出削減を進めていきたいということで、今年度エコドライブにもう少し力を入れていこうというふうに考えているところでございます。具体的にどういうことを考えているかといいますと、一つは、毎年県警で安全運転管理者講習会ということで、たしか5台以上の車を持っている事業所については、安全運転管理者を定めて動かなければいけないということで、そういう方がいるわけですが、そういった方の研修会がございまして、その研修の場を活用させていただいて、エコドライブの進め方ということについても、その研修の中に加えさせていただいて、今進めているということがございます。

さらには、エコドライブという、いわゆる急発進、急ブレーキはかけないというふうに言われていますが、具体的にどの程度どういう運転をすればいいのかということがわかったようでなかなかわからない。頭の中ではわかっているつもりでも、自分の運転は実際どうなのかというのはわかりにくいということがございますので、実際のエコドライブというのはどういうものかということについて実車を使った教習会をやってみようというふうに考えておまして、今月まず第1回目のそういう実車を使った教習会をやってみよう。その教習会では、具体的な運転のレベルが、エコドライブと比べて御本人はどういう運転なのかということコンピューターなりデータできちんと解析をして、御本人にもそれがわかる

ような形でお伝えをすると。それを見ていただいて、自分の運転をどういうふうこれからエコドライブにしていかなければいけないのかというのを実感していただくというふうに思っています。そういう方々をこれから徐々に増やしていきながら、各地区、各事業所等にもエコドライブを広げていくというような形でこれから展開ができればというふうに考えておりました。

それから、先ほどの6月補正の事業に関連しまして、エコドライブ等もコンテストの中に入れて、いろんな事業所での取り組みを含めて、いろんなアイデアを出していただいて、そういったものをコンテストということで広めていくような形に位置づけをしていきたいというように考えております。さらには、県のほかの部局等とも連携をしながら、公共交通機関についてさらに利用促進ができるような取り組みということも考えていきたいというふうに考えてございます。そういったものを組み合わせながら、車を運転する一人一人の方々にエコドライブということを少しずつ認識していただきながら、要は空ふかしを含めてむだな燃費を消費させないような車の運転というものを広げていければというふうに考えているところでございます。

○高橋博之委員 ありがとうございます。その実車を使った教習はどの程度の県民の皆さんを対象にされるのか。事業所から始めていくという話で、少しずつ啓発活動を行っていくということなのですが、それで90年度と比べて1%減になったというお話でありますけれども、8%減の最終的な目標達成をできるというふうに当局では現時点でお考えになっているのでしょうか。

○青木資源エネルギー課総括課長 まず、1点目の実車教習会の関係でございますが、どうしても講習の内容からしますと、たくさんの人数の方に集まっていただいて、実際に車の運転をしてコースを回っていただくということが必要になってきます。たくさんの方が1回でできるということはできませんから、まず最初の今月は15人程度の規模になると思います。そういった規模から始めながら、そういう方々を核に各地区でそういった講習会を広げていくという形で展開をしていければというふうに今のところは考えております。

それから、2点目の90年対比で8%という目標が達成できるのかということでございますが、確かに現状では厳しい状況がございますけれども、目標として考えておまして、まだ2003年の数字までしか出てございません。まだ先がございます。国の方も2012年までの目標でさらなる取り組みをするということで進めておりますが、そういったことも受けながら、私どもとしてもその計画を達成できるように最大限頑張っていきたいというふうに考えております。最終的には県民の皆さんお一人お一人、ふだんの例えば家庭での電気を小まめに消すとか、車の運転でもそのようなエコドライブに気をつけて実行していただくとか、日常の中で一つ一つそういう意識を持って行動していただくということが最終的な目標達成につながってくるだろうというふうに考えておりますので、そういう意味での普及啓発に力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えておりました。

○高橋博之委員 なかなか現状のままですと8%という数字は、本県だけではないと思う

のですが、大変なハードルだと思うのです。この温暖化の問題を考えたときに、ライフスタイルの転換にまでいく話になってくるのだと思うのです。ですから、本当にこれは容易ならざる課題なわけですが、いずれ本県は県土の78%を森林で占めているという環境先進県というか、環境首都も売りにしておりますし、達増知事も新しくソフトパワー戦略というものを打ち出しました。まさにこの環境を磨いていくというか、他に先んじて取り組んでいくということは、このソフトパワーを磨いていくことにもつながっていくと思うのです。

具体的な啓発活動についての提案なのですが、私一つはやっぱり自分一人がエコドライブしたから何が変わるのだという意識がやっぱり人々の中にあると思うのです。結局、環境問題は少しずつ蓄積をしていって、やがて私たちの安心安全の生活に脅威として降りかかってくるという、時間差があるのだと思うのです。そこで、やっぱり一人一人のライフスタイルがやがてどのような具体的な生活環境に影響を及ぼすのかというのは、やっぱりわかりやすく説明をしていく必要があるのだらうと思うのです。先般、国連の気候変動に関する政府間パネルの報告書でも、具体的に科学的なデータに基づいて、未来にどういった影響があるのかというのもだんだん明らかになっておりますので、そこをやっぱり私は強調していくべきなのだろうというのがまず1点です。

それから、もう一つは子供たちです。例えば車に乗っているときに、子供に「お父ちゃん、アイドリングをしないの」と言われたら、恥ずかしくなると思うのです。ですから、私は教育委員会さんとも連携して、子供の教育の中にこの温暖化の啓発、まさに次の世代の子供たちが暮らすその生活環境にかかわってくる話なので、そこから広げていくというような発想も私はおもしろいのではないかなというふうに思います。

それから、最後、もう1点は、知事も新しく郊外に大規模店舗の進出を規制していく条例を目指したいというようなお話もされておりますが、コンパクトシティーをやっぱり念頭に置いていると思うのです。車に極力依存をしないようなまちづくりという観点も中長期的にはやはり環境生活部としても私は考えていく必要があるのだらうと思うわけです。いずれ今提言させていただいたわけですが、本当にこの環境、地球温暖化の問題は大変な問題だという危機意識を持って、ぜひとも環境生活部が先頭に立って取り組んでいただきたいと思うわけですが、最後にその点について御所見をお伺いして終わりたいと思います。

○菊池環境生活部長 今、委員御指摘のとおりでございますが、本当に8%の目標を掲げておりますけれども、かなり高いハードルだということも自覚しております。そういった中で、やはり県民お一人お一人、あるいは事業所個々それぞれがやはり自分たちの問題だというふうにとらえていただく。それによって身近なところから取り組みが始まると、それがどんどん広がって波及効果をもたらしていくというような取り組みが必要かなと思っております。そういった意味で、今回予算の中でも環境教育の推進ですとか、あるいは事業者向けのアドバイザー制度を設けたりというようなことをいろいろやっております。いずれにしろいろいろ取り組まなければならない課題は山積しておりますので、関係部、特に農林水産部

等の森林吸収とか、さまざまところとも連携しながら、より具体的な効果がどういった形でいけば出るだろうかというあたりもいろいろ研究しながら進めていきたいと思います。国自体の京都議定書の約束期間にこれから入っていきます。そうした中で、やっぱり国でも6%という数値を掲げているわけですが、それ以上にふえているというのが現状でございますので、そういった他県の事例、あるいは国の取り組み、そういったものとも連携させながら効果的な施策になるようなことをこれから検討していきたいというふうに思います。

○高橋元委員 先ほどのごみ処理の広域化の件でしたが、平成29年に6ブロックすべて計画は完了するようなのですけれども、花北ブロックは、たしかもう少し早くて25、6年でしたか、そういうふうな説明を前に聞いた記憶がございます。その中で昨年ですか、事業系の工場の火災事故があって、今のところ北上市内に処理施設をつくろうというような方向みたいなのですけれども、それによってかなり住民がのごみ処理問題含めてナーバスになっております。その辺を含めて、果たして計画どおりいくのかというふうな危惧をされるわけですけれども、その地域のブロックにすべてお任せしているのか、県としていろいろそういうような対策も含めて一緒に取り組んでおられるのか、それが第1点です。

それから、当初の計画を聞いたときは、余り広域過ぎるのではないかと、遠野地域まで含めて運搬をどうするのだと。遠野から北上ですと、1時間半から2時間ぐらいかかりますし、それから運搬手段をどうするのか。収集車で運ぶわけにはいかないのしょうから、どこかで一括して圧縮して積み込んで運ぶのか、その辺の運搬体制はどうなっているのか、その辺ちょっと心配しておりましたので、あわせてお伺いしたいと思います。

○谷藤資源循環推進課総括課長 ごみ処理広域化計画の推進に県としてどうかかわっていくかということがございますけれども、施設を具体的に設置するのは市町村が主体ということにはなりますけれども、地域ごとに計画を推進するための協議会を設けていただいております。その中で県も参加をしながらいろいろとお話し合いをしてきているという経過がございます。今お話のございました点につきましては、平成26年の施設稼働を目指して、一部事務組合も既に成立をして取り組んできているという状況がございます。そうした中で、いろいろとその地域の方への説明とか、苦勞されているところだと思いますけれども、県としてそういう状況の中で、どういう施設を設置するか、そういったものを調整する役目がございます。そういった中で先ほど申し上げました一部事務組合の話し合いに参加するとか、そういう考え方でいきたいと思っております。

それから、運搬の方法ということなのですが、実はこの計画をつくる段階では、その運搬をする場合についてのコスト的なことについて試算はしてございませんでした。その中でも、収集車を使って焼却施設の方に運んでいくという進め方でやっておりますけれども、さらに広くなった場合には、例えば中継施設を設けるとか、そういったことも選択肢としてはあるのかなというふうに思います。これについても、具体的にどういった形があるのかというのは、今後検討していく中で決まっていくと思いますので、その中でも県の情報とか、そ

ういったものを提供していきたいというふうに考えております。

○高橋元委員 住民側への説明を一番心配しております、その対策はやはり協議会だけにお任せするのではなくて、県としてもさまざまな資料とか、例えばこういう施設はよそで使われていてこれだけ安心だとか、その収集施設の近辺の交通体制はこういうふうな形で大丈夫、安心だとか、住民の方がさまざまな形で安心していただけるようなことを、県としての立場で説明してもらった方がいいのですが、そのところはいろいろ準備されていると思いますけれども、どうなのですか。

○谷藤資源循環推進課総括課長 現在特に試算等をやったのは、広域化計画を策定したときのものですけれども、今回6月補正で計上したような形で取り組むことにしております。研究で得られる成果もあるというふうに思っておりますので、そういった情報も含めて提供してまいりたいと考えております。

○木村幸弘委員 3目環境衛生指導費の人工衛星産業廃棄物監視推進事業費ですか、この点についてお伺いをしたいと思います。これは具体的に言うと、人工衛星によって県内のいわゆる不法投棄等に対する監視のデータを衛星からいただいて、それを生かしていくということなのでしょうけれども、具体的にこのデータをいただいた場合に、県内の各市町村等、いわゆる不法投棄パトロール監視の方々とか、市町村との連携とか、そのシステム的な取り組みとしてはどのような形で検討されているのかという点をお伺いしたいと思います。

それから、2点目には、一般質問でもちょっと触れたわけですが、今年度の補正予算で悪臭防止の対策における臭気指数の設定を行っていくというふうなことが取り組まれるわけです。具体的に、市町村が基本的にはその主体になって悪臭防止については取り組むことになるわけですが、そうしたときに、いわゆるこの臭気指数を設定することによって、市町村との連携を図りながら、当該のいわゆる発生元となる相手方とのしっかりとした対策を練るために、やはり県としても環境保全協議会等の設置を進める中で、当該市町村、事業者あるいはその地域の住民団体がその協議会の中のメンバーになっているのですが、県としてはその協議会にやはりきちっと入ってお互いの連携をとるというふうな仕組みづくりが必要ではないかなというふうに思っているのですけれども、その点について改めてお伺いしたいというふうに思います。

○谷藤資源循環推進課総括課長 私の方から人工衛星産業廃棄物監視推進事業のことについてお話しさせていただきます。

これは、御承知のように宇宙航空研究開発機構が打ち上げた「だいち」から送られてくるデータをもとにして、例えば廃棄物の処分場の映像化をして、広がりがないかなどの確認をできないかということで、昨年度そのデータを活用できるかどうかということの研究してございます。今年度はこれを踏まえまして、県内の施設の情報をデジタル化して、それを実際に産業廃棄物の処分に提供できるようなデータ処理方法、あるいは表示方法、こういったものを開発につなげていきたいということで考えております。先ほど御指摘にありましたように、こういった情報だけではなくて、やはり実際に現地を回っている監視員といえます

か、いわゆる産廃Gメンさんの指導員の方々ですけれども、こういった方々の持っている担当地域の知識と組み合わせることで、時系列的に確実な情報を把握できるものと考えておりまして、さらに来年度はこういったデータをもとにして監視システムまで開発ができないかなということで予定をしております。そういった開発をしていきたいということでございます。

○加藤環境保全課総括課長 悪臭対策についてのお尋ねでございますが、悪臭防止法に基づきます悪臭の規制につきましては、市町村が行うということとされております。しかしながら、悪臭を規制すべき地域を規定するとか、あるいはその規制基準をどうするかというのは、県が行うこととなっております。今回、悪臭防止法に基づく規制の方法として、臭気指数規制を導入しようということで考えておりますが、これも市町村が実際に現場で悪臭苦情を解決するために、どちら側のツールを選ぶかということをお聞きをしているところでございます。実際に悪臭規制市町村と申しまして、かなり技術的な内容もありますので、当然現場におきましては振興局と一緒に、特に技術的な面での助言とか後方支援をしております。

それから、規制とは別に、例えば事業者、それから住民などが協定を結んで解決を図ると、なかなか悪臭苦情というのは感覚的なものですから、規制値だけでは解決できない場合もありますので、そういった場合にはやはり協定などが有力な手段であるというふうに考えております。さまざまな地域におきまして、こういう協議の場面におきましては、現場の振興局の職員も入っております、積極的に支援をしているという状況でございます。これにつきましては、今後とも県と市町村が入りまして、市町村、それから住民等々と十分に話し合いを持って悪臭苦情の解決に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○木村幸弘委員 それでは、さっきの人工衛星の関係でもう一度ちょっと。今のお話ですと、いわゆる産廃事業所をまず監視するというシステムというふうなお考えのようですねけれども、いわゆる不法投棄とか、そういった面についての関係について、これはまた別なものというふうに考えていらっしゃるのか。あくまでも事業所を特定して、そこだけを監視していくというシステムで考えているのか、その辺のところをちょっと確認させていただきたい。

○谷藤資源循環推進課総括課長 施設ということだけではなくて、例えば廃棄物の不法投棄につながるものとしては、廃棄物がだんだんふえていく、堆積されていくといった状況もありますので、そういうものも規制できれば、未然防止にも役に立つのではないかとこのように思っております。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部の議案の審査を終わります。

次に、環境生活部関係の請願陳情について審査を行います。

受理番号第3号海に、空に、放射能を流さないことを求めることについての請願を議題といたします。なお、請願書を受理する際、請願者より請願書とあわせて提出された資料を参考までにお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

それでは、当局の参考説明を求めます。

○加藤環境保全課総括課長 それでは、海に、空に、放射能を流さないことを求めることについての請願について、私の方から説明をさせていただきます。

まず初めに、大まかな再処理をめぐる説明ということで、お手元に日本原燃が配布をした資料を用意してございます。こちらを簡単に説明をさせていただきたいと思っております。まず、大きい方でございます。再処理工場のアクティブ試験についてお話しします。これは、今年の2月に日本原燃が第3ステップを開始した際に、沿岸市町村に新聞折り込みをしたものでございます。アクティブ試験の状況について広報してくださいという我々の要請にこたえた1つの姿でございます。

ここにアクティブ試験の進め方というふうにして書いております。昨年3月31日にアクティブ試験、これは実際の使用済み燃料を用いた再処理を始めたわけですが、第1ステップから第5ステップまで計画をされております。それぞれ約何十トンというふうに書いてありますが、これは処理する使用済み燃料のトン数でございますが、第5ステップまでで全体で約430トンの試験をするというふうになっております。現在第3ステップまで終了、4月26日に第3ステップを終了していると。第4ステップには、まだ至っていないということでございます。今後第4ステップ、第5ステップを経まして、本格操業に至るということでございます。

それで、裏を御覧になっていただきたいと思います。本日の請願でも放射能の放出量が中身としてあります。また後で、放射線量という単位についても理解が必要でございます。真ん中辺の右側にクエスチョン2ということで、「たくさんの放射能？でも、わずかな影響なの？？」ということで書いております。これは、放射能の量は多くても、我々人体への影響は実際そうでもないということでございます。このベクレルというのが放出する放射能の単位でございますが、実際に我々人体に健康影響を及ぼす程度というのはシーベルトという単位で表現しております。例えばベクレルというのは、ちょっと面倒くさい話なんですけれども、原子核が毎秒1個の割合で崩壊するときに、そのときの放射能が1ベクレルというふうに定義しております。原子核が1個崩壊する場合にアルファ線とかベータ線、ガンマ

線という放射線は出すわけですが、それで壊変をすると、崩壊をすると、そのときに放射線を出す。1秒間に1個崩壊するときの放射能を1ベクレルというふうに表現いたします。したがって、どんな原子核であるかには全く関係ないということです。

そこのお金に例えるとというのは、要はベクレルであらわしますと、硬貨が3枚あります。この場合、3枚というのはいわゆるベクレルでの表現に当たります。お金の金額は全く関係なく、3枚というのがベクレル。ところが、お金というのはそれぞれ500円硬貨もありますし、1円玉もありますし、金額が違います。そして、それらを合計すると、例えばその上の方の金額であると520円、下の方でありますと、同じ3枚でも52円ということで、人の健康にどの程度の影響を与えるかというシーベルトで比較をしますと、これだけ差が出てくると。ベクレルというのは、あくまでもどんな原子核かに限らず、原子核が崩壊するときの量をあらわしたものでございます。ですから、シーベルトを計算する場合には、このベクレルから直接計算をするものではございません。あくまで放出された放射能が環境中に出るわけですが、例えば農畜産物に入って、あるいは海に行った場合には海産物に入って人体に摂取をします。人体に摂取した後の被曝量をもとにして、何ミリシーベルトであるかというのを計算しているわけでございます。もちろんこれはかなり仮定しないと計算できないわけですし、その部分でもいろいろ議論は出るのでありますが、まずは保守的に、あくまでも悪い想定、危険側に立って計算をした数値であるということでございます。

それから、その左のクエスチョン1で、「再処理工場からは、どのような放射性物質が放出されるの？」ということがございます。クリプトン85、トリチウム、炭素14、これらが放出される代表的な核種でございます。ただし、これらはそこに書いてありますように、もともとかなり身の回りにある人体への影響が非常に小さい放射性物質であると。例えばクリプトン85の場合は、非常に化学性、反応性が乏しいということで、他の物質との結合が余りなく体内には取り込まれないということです。外部被曝について、例えば食べ物として内部に入って、内部から被曝をするということではなくて、外部から放射線を受ける影響という観点でクリプトン85については被曝線量シーベルトを計算しているということでございます。したがって、例えばクエスチョン2のアンサー、答えの方のシーベルトという単位であらわしますと、「お金に例えると・・・」の左側に本文がございまして、3.3掛ける10の17乗ベクレルのクリプトン85、これは受けるミリシーベルトであらわすと0.0053ミリシーベルトという非常に低い数値ということになるわけでございます。

それから、ミリシーベルト、六ヶ所の再処理工場の環境への放出に伴ってどのくらいの線量評価を想定しているかといいますと、クエスチョン3です。一番左側の下に0.022ミリシーベルトということで書いてございまして、0.022が、これが再処理工場周辺の人たちが年間に受ける線量で、ミリシーベルトであらわすと0.022ミリシーベルトであるということでございます。これにつきましては、自然界にも放射線がありまして、我々本当に日常的にそういう被曝を受けているということで、そこに女の子の絵がかいてありますが、世界平均で自然放射線から受けるシーベルトは2.4ミリシーベルトであるというふうにされている

ところでございます。

それから、もう一枚、日本原燃の資料を配付してございますが、これは先週日本原燃がやはり沿岸海域の市町村に対しまして新聞折り込みをしたものでございます。これは、どうやって放射性物質を取り除いているのか。先ほど確かにクリプトン 85、トリチウム、炭素 14 については放出をされているというふうに説明申し上げましたが、他の核種については、こういった液体についてであれば、蒸発缶を用いて除去をして放出をしていると。除去装置はございます。気体につきましても、そこにありますように、高性能の粒子フィルター、HEPA フィルターというふうに申しますが、ヨウ素フィルターということで、ヨウ素をこれに吸着をさせて気体として放出をしていると。

それから、モニタリングにつきましましては、施設周辺の環境モニタリングということで、こういったさまざまな方法によって、実際に農作物を採取してどういう放射性物質が含まれているか、あるいは海産物については海に実際に行きまして、海産物を採取して放射能の量について分析をしているということでございます。

この結果、裏になりますますが、10月から12月の環境モニタリングの結果、3カ月の報告でございまして、これにつきましましてはおおむねこれまでと放射能のレベルは同じ水準であったというふうに評価、確認をされたところでございます。

以上で大まかな六ヶ所の1つの単位の問題につきまして御説明を申し上げました。

次に、白いA4の紙を用意しております。これにつきまして、簡潔に御説明したいと思います。この原子力行政につきましましては、国の専管事項ということもございまして、また、非常に学術的、技術的な内容であるということで、なかなか私どももふだんそういう行政に携わっていないということで、内容につきましましては原子力安全・保安院の方に確認をいたしまして、返ってきた国の見解ということで、きょうは説明をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、1点目の放射能の放出を原子力発電所なみに抑えることとありますが、まず再処理施設に対する規制は、国、経済産業省の原子力安全・保安院が設計、建設、運転に至る各段階におきまして、原子炉等規制法に基づき厳格な規制を実施しているということでございます。

それから、放出される放射能につきまして安全性をどのように評価するのかという点でございまして、年間に最大放出する量というのをさまざまな経路、海あるいは大気、海であれば海産物、昆布とかワカメにどの程度入って、それをどの程度食べてというような計算、大気であれば大気から農産物にどのくらい蓄積をして、それをどのくらい人が食べて、どういうシーベルト、いわゆる先ほど説明しましたように、健康への影響や度合いをあらわすミリシーベルトで評価をするわけでございます。これは、各核種ごとに全部計算をしております。その結果が年間約0.022ミリシーベルトということでございます。先ほどパンフレットでも説明しましたように、これは自然界の放射線により受ける量の100分の1程度であると。さらに、我が国が線量限度として法令で定めておりますのは、1ミリシーベルトでござ

います。これの約 50 分の 1 ぐらいの数値ということで、その影響については十分に小さいという考えでございます。

それから、参考として原子力発電所と六ヶ所の再処理工場における放出放射能と放射線量の違いということで表を示しております。六ヶ所につきましては年間 350 掛ける 10 の 15 乗ベクレルで、原子力発電所は 1.9 掛ける 10 の 15 乗ベクレルということで、単純にこの放出放射能で見ますと 180 倍ぐらい違っております。しかしながら、人が受ける線量、これは当然健康への影響に直結するわけですが、その数値で見ますと、六ヶ所は 0.022 ミリシーベルトであると。これに対しまして、原子力発電所は約 0.014 ミリシーベルトであるということで、約 1.6 倍の数値であると。確かに放出放射能で見ますと、六ヶ所に比べ原子力発電所は非常に少ないと言えると思うのですが、さまざまな経路を経て実際に人への影響を考えてこの放射線量を見ますと、約 1.6 倍程度であるということでございます。

それから、放射能を取り除いて放出することということでございますが、先ほど説明いたしましたように、現在でも洗浄、ろ過、蒸発処理等を行っておりますが、これは最新の処理技術であるというふうにされておりますが、国内外の最良の除去技術により、可能な限り取り除いているということでございます。

しかしながら、クリプトン 85 につきましては回収する技術開発自体は終了しているということですが、回収したものを安定して貯蔵、固定化する技術については、実験室規模での確認は終えているが、これをスケールアップし六ヶ所において多くの量について検証するということがまだなされていないということでございます。

それから、トリチウムの回収技術については、現在実用化された技術はないということでございます。

次に、クリプトン 85 やトリチウムというのは、農畜水産物や人体には濃縮されず、環境への蓄積もないということで、実際に一般公衆が受ける放射線の量としては 0.022 ミリシーベルトということで低くなっているということでございます。

こういったことで、六ヶ所村の再処理施設の安全性は確保されていると考えておりますが、日本原燃では今後の技術の研究開発の成果を考慮しつつ、その適用可能性の検討を行うこととしているところでございます。

それから、放出される放射性物質の影響でございますが、これは先ほど申し上げましたように、放出量からそのままシーベルトを直接計算するものではなくて、あくまで拡散とか希釈されてからさまざまな経路ごとに人間への影響を総合的に計算をして評価をするものであるということでございます。

それから、4 番のクリプトン 85、トリチウムの除去装置については、最終的な設計方針を踏まえた事業指定申請書では、こういった除去建屋といったものはないという国の回答でございました。

安全協定につきましても、六ヶ所村、日本原燃、青森県の三者で締結された内容であると。それから、英国の新聞記事についても、国としては承知をしていないという回答をいただ

いております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 それでは、本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○及川幸子委員 安全に向けた取り組みというのは、どういう時代においても絶対必要だと考えております。ちょっとお聞きしますけれども、この請願は前から受けておりますが、この請願者、そして紹介議員の方々に対する説明等は何回ぐらい行われているのでしょうか。請願に対して、その方々への安全だよというただいまのような説明は、今まで行われてきたのでしょうか。

○加藤環境保全課総括課長 これにつきましては、昨年3月31日にアクティブ試験を開始する前に日本原燃が久慈市と宮古市においてまず住民説明会を行って、基本的にはこういう考え方について説明を行っているというふうに承知をしております。

それから、やはり放射能という、我が国は唯一の被爆国ということで、非常に心配、不安を持つという住民があるということで、我々も日本原燃に対しまして本当にさまざまな機会をとらえて、岩手県民に対する説明を行ってほしいということを要請しております。また、国に対しましても、原子力安全・保安院に対しましても、やはり国民、そして岩手県民の理解を得るようなさまざまな取り組みをしてほしいということで要望活動を行っております。きょう配付をしておりますこういった、これは沿岸の全市町村に新聞折り込みチラシとして入っているものがございますが、これもやはりそういった安全性について、理解の促進策の1つとして、我々の要請したものにこたえたものというふうに理解をしております。

○及川幸子委員 このチラシを見ますと、全く安全であるというふうにとらえられると思いますが、余りにも私たちには耳に常に入らない数値で、かけ離れたものなので、なかなかずっと入ってこないのですが、資料にあります英国有力紙は再処理工場に除去装置を設置しないように働きかけ、成功したと報じています。これも当局では御存じだと思うのですが、こういうことも報じられておりますけれども、片方では安全だと言いますし、片方では全然だめだという、そういうところのギャップがかなりあると思います。岩手県の海を守るために、そして海産物は直接私たちの口に入っております。日本の海と申しますか、そういう中から、こういうことが本当にあるのかどうか、どういうふうにとらえられているのでしょうか。

○加藤環境保全課総括課長 この英国の新聞記事報道でございますが、なかなか我々は事実関係を確認できない部分がございますので、国についてもこれは問いただしているわけです。それに対して、国からの見解としては、承知をしていないという回答でございました。

○及川幸子委員 国ということで、経済産業省とか大きい機関からの通達もかなりあると思いますが、実際にやっぱりこういう行動を起こされている方々、そして沿岸の方々への説明ということですが、沿岸の方々は今どういうふうな反響でとらえているのでしょうか。海を守って、水産物をとっている方々。

○加藤環境保全課総括課長 特にトリチウムが海洋に放出をされるということで、それが本県の沿岸海域にまで到達して、海産物に影響を与えるのではないかと懸念が当然広

がったわけでございます。これにつきましては、日本原燃側は十分に希釈されるということで、影響がないという見解だったわけでございますが、やはり漁民の方々の声、あるいは沿岸市町村の声などもありましたので、県といたしましてもそういう影響がないということを引きちと科学的に実証してほしいということで、昨年、文部科学省に要望を行いました。従前は、文部科学省が六ヶ所を中心とした16測点で再処理工場からの放射能の影響について調査をするということでございましたが、今年度、岩手県沖合におきましても6測点で調査をすると、調査海域を拡大していただいております。これでもって再処理工場からの海洋放出に伴う海産物等への影響がどうであるかというのを科学的に確認をしていただくという段階になっております。

○及川幸子委員 今後においても、この放射線除去装置の設置に取り組むとか、そういう数値的な部分をはっきり示して、もう絶対安全だということを示せない限りは、なかなか納得のいかない問題ではないかと思っておりますので、今後の取り組みをしっかりとさせていただきたいということで、質問を終わります。

○三浦陽子委員 私は、2年前の一般質問でこの問題を取り上げさせていただきまして、環境生活部の皆様方に大変お世話になっております。いろいろ資料がだんだんこうやって示されてまいりましたけれども、それまでは全く私たちの目にも触れないような状況であったのが、県の議会で取り上げたことによって、かなり県民の皆さんにも関心を持っていただいた。これはもうすごくやっぱり画期的なことだったと思います。それを推進し、長年頑張っているらっしゃった諸団体の方々の御尽力も大きいと思います。やはり国で進めようと思う国策については、何とか進めようと思って、いろんな不備な部分を隠して、いいところだけ表面に出しているというような風潮が最近とみに見られます。やはり私たちが食の安全・安心という部分ももちろんですし、先ほど外部被曝の問題が出ましたけれども、内部被曝というものにつきましては、まだまだ研究不足な部分があると思うのです。低レベルの放射能で、ずっとそれを採り続ける。私のような年になれば、もう余り先がないので、そういうことはないかもしれませんが、子供たち、そしてこれから子供を産もうとしている若い人たちが、例えば不妊症になったり、それから白血病の原因になったりと、いろいろ危険性をはらんでいるわけです。もっとこの辺の研究をしっかりとしながら、そして極力放射能を、もちろん自然界にはたくさんあるとはいいいながらも、わざわざ人工的に出すことはないと思いますので、そういう意味におきましてももっともっとこれは慎重に取り進めていかなければいけないことだと思います。原子力を否定するものではありませんけれども、耐震装置の問題もありましたが、下北半島あたりは結構大きな地震がこれからあるかもしれない。そういうところに非常に濃縮したものが保存されているということ自体だけでも本当は怖いことなのに、まして海に流されるということは、非常にこの三陸の海を守る意味においても大きな問題だというふうに私は考えております。やっぱり将来のことを見据えたことを今きちと岩手県議会の中で取り組んでいかなければいけないと思いますので、私は皆様にぜひ御理解をこれから先も深めていただけるようお願いしたいと思います。

○千葉康一郎委員長 ただいまのは御意見ですね。

○三浦陽子委員 はい。

○及川あつし委員 本請願についてであります。紹介議員として自民党の嵯峨政調会長と民主・県民会議の関根政調会長が署名をしておりますので、取り扱い的には可の方が多いのかなという印象を持っているわけでございます。いずれこの請願の趣旨は、三陸の海を放射能から守るといふことかと思うのですが、この内容から判断しますと、あまり軽々な議論で採否を決定して意見書として可決するということには、若干私は疑義がございます。できれば継続審査をする中で、今加藤課長さんは国の見解ということについて説明されたかと思うのですが、請願者の意見もぜひ聴取する機会を委員長においてお取り計らいをいただきたいと存じます。特に中身につきましては、私も請願者から説明を受けましたが、先ほど加藤課長の国からの説明を承ったところでは、放出放射能について十分に小さいというような説明もありましたが、請願者の方からは検出方法それ自体に問題があるというようなことも伺っております。除去技術についても請願者は確立していると、国の見解は確立していないと、どっちが本当なのか私にとってもまだわからないところであります。

また、先ほど及川幸子委員ですか、イギリスの報道について、国の木で鼻をくくったような説明で承知していないということについても、何なのだろうなという部分もあります。私は請願者の趣旨もよくわかりますし、その意味でも慎重審査をまさにこの取り扱いについては求められていると思いますので、継続してしっかりと審査をした後に可決の方向でいければいいというのが私の意見であります。以上でございます。

○高橋博之委員 ただいまの及川委員の御意見に私も賛同するものであります。

そこで、私もちょっと今の意見に対しまして関連をしてお尋ねをしてみたいのですが、先ほどの説明があったわけですが、基本的には原燃さんの資料をそのまま読まれたと。それから、国からの方針をそのまま読まれたということで、それは十分に承知をいたしました。私も昨年同委員会でも六ヶ所村に視察に行かせていただいて、現場も見てまいりました。全く同様の説明がなされたわけですが、一方で、例えばこれまで、これは 2005 年 7 月の岩手日報であります。放射線被曝は低線量でも発がんリスクがあるというようなデータがアメリカの科学アカデミーの最新データによってまとめられたと。これまでは、被曝はそれ以上なら安全だと言える量があるとされていたのだけれども、それが疑わしくなったというような内容が日報さんであるのです。そのほかにも朝日新聞さんで、これは随分前の資料になるようですが、発がんリスクが非常に高いと。本当にごくわずかの放射線でもリスクが高いといったような報道も事実朝日新聞さんでもされているわけです。だから、私も一方で安全だというデータもあり、また一方では本当に少ない放射線でも長い目で見たときに大変危険なものであるという説明をされる方も、なかなか本当に難しいなというふうに思っております。当局として、これだけ意見というか、考え方が分かれているこの六ヶ所の問題について、改めてこの開きに対してどのような御見解をお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○菊池環境生活部長 加藤総括の方からA4のペーパーで説明申し上げましたように、これはもう国の専管事項でございます、県としては残念ながら権限が一切ない。また、これは非常に専門的な分野でございます、しかも例えば今回のモニタリングの結果についてこのように数値が出ておりますけれども、これも青森県において専門家の方々、かなりの方、73人ですか、そういう方々が自然界の影響なのか、科学的影響なのか、そういったことを専門的な立場から研究した結果として、6カ月ぐらいかかってこれを出しているというようなことでありまして、県の当局の立場ということになりますと、まさに権限も知識もないと。これはもう国の専管事項ですから、やはり国が責任を持って、正しいと思うならちゃんと県民に対して説明してくれという立場をずっと貫いています。したがって、国に対しても常に県民にわかりやすい説明をしてほしい、原燃に対してもそういう説明をちゃんとしてくれということで、その基本的な方針のもとで動いておりまして、県としてこっちの方の言い分が正しいのではないかという判断をすること自体も我々はすべきではないと思っていますし、またそういったような立場にもないということで考えております。それが県としての基本的な立場でございます。

○高橋博之委員 大変難しい質問だったと思うのですが、昨年11月18日ですか、原子力施設から規制の1,400倍に当たるトリチウムが放出をされたというデータが実際にあります。私、確かに県としての立場は恐らくそうだと思うのです。国が責任を持って取り組まなければならない案件だということも重々承知しております。しかし岩手県の役割は、岩手県民の生命、安全、財産を守ることも当然県の責任だと思うのです。疑わしきは垂れ流さずという。私はやはり県民の生命、安全、財産を考えたときに、慎重に取り組まなければならないと思います。今担当されている方はお一人なのでしょうけれども、こちらから聞けば国の資料をそのまま私たちに渡すということではなくて、県としてもやはりこの問題に少し腰を据えて、担当の方をしっかりと張りつけるなど、もう少し独自に取り組んでいく必要が県の立場であるのではなからうかと思うわけですが、その点について、最後御所見を求めまして、終わりたいと思います。

○菊池環境生活部長 繰り返しのよう形になるかもしれませんが、今回の場合は県民に対する不安というのは御指摘のとおりでございますが、県民であり、国民であると思います。県行政を進める立場においては、県民に対する責任というものが生じてきますけれども、今回の原燃の問題は、国民に対して国がどのように説明するかということに私は尽きるのではないかなというふうに思っています。したがって、県にはその権限も、あるいは専門的な知識もなく、絶対逆立ちしても、まず行き着くところはたかが知れております。そういった中で、国の専管事項に対して県の立場でいいの悪いのとか、そういったことをしゃべるべきではないと思っておりますし、やはり国として、国の専管事項をいかに国民に納得していただくか、そういう努力を引き出すのが県の役割かなというふうに思っています。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○小野寺有一副委員長 ただいま当局の方から大変詳しい御説明をちょうだいいたしましたけれども、皆様も多分お聞きになって、大分疲れたと思うのですけれども、請願の内容については、やはり非常に専門的であります。私自身は釜石選出の議員でございますので、非常にそういう意味では慎重に取り扱っていただきたいという意見の持ち主でありますけれども、本請願の取り扱いについては、やはり我々委員がもう少し認識を深めた上で判断する必要があるのではないかというふうに感じるところであります。したがって、先ほど及川あつし委員の方からもお話がございましたとおり、今回は本請願については継続審査としていただきまして、次回の委員会において専門的な知識を持った参考人から御意見をいただくということについて、ぜひ委員長におきましてお取り計らいを願いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○千葉康一郎委員長 ただいま小野寺委員から、本請願に対する認識を深めるため、今回は継続審査とし、参考人の意見を求めるとの御意見がございました。このことについて御意見はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○及川幸子委員 私は、再三申し上げているように、安全を確保するためには、これは採択し、その上でいろいろと調べていく可能性もあると思います。それで、私はこれは採択にしたいと思います。

○千葉康一郎委員長 他にございますか。

○高橋博之委員 継続に私も賛成であります。というのも、先ほど小野寺委員からも指摘があったわけですが、私も1年間この問題についてさまざま説明を受けたり、勉強してきたのですが、それでもわからないことがたくさんあり、いずれ専門的で難しいなというような印象を受けております。こういうせっかくの機会ですから、これからもこの問題は続いていくと思うのです。当委員会として、やはりさらに認識を深めていくという意味でも、参考人を呼んで説明をしていただくということは、私はいいいのではないかなと思います。

○三浦陽子委員 確かに、私も先ほど申しましたように、もっと理解を深めていかなければいけないというふうに思っております。私も2年前からいろいろと勉強させていただいておりますが、確かにこれはもう目に見えないもので、わからないと言われればそれまでですけれども、ただやはり今ここで一応請願を採択して、そしてもっと県民に知らせるために私たちが勉強するという方法もあっていいのではないかというふうに思いますので、賛成でございます。採択です。

○千葉康一郎委員長 継続に賛成という。

○三浦陽子委員 いいえ、継続ではなくて、今回の採択です。

○千葉康一郎委員長 採択という。

○三浦陽子委員 請願の採択に賛成します。

○千葉康一郎委員長 それでは、意見が分かれておりますので、ここで休憩をいたしたいと思えます。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 それでは、再開をいたします。

ただいま御意見で参考人の意見をお聞きしたいと、継続審査という御意見もございました。採択という御意見もございました。ここでまず、参考人を招致して御意見を聞くということについて、ちょっと御意見をいただきたいと思うのですが。

(「今休憩しているの」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 休憩ではありません。これについて、それでは、ちょっとお待ちください。暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 再開します。それでは、今それぞれお話がございましたが、まず参考人の出席を求めることについてお諮りいたしたいと思えます。

本請願については、次回閉会中の委員会が8月7日に行われますけれども、参考人の出席を求め意見を聞くこととし、その人選については委員長に一任をいただきたい。そのことに賛成の諸君の起立を求めます。

○高橋博之委員 参考にだれを呼ぶかのことについて、ちょっと意見あるのですが。発言してよろしいですか。

○千葉康一郎委員長 はい。

○高橋博之委員 当然きょうは原燃の側の説明を伺ったわけですから、それにある意味異議申し立てているこの請願者の側の考えを持った方を参考人に招致をしていただきたいとお願いをしたいと思います。

○千葉康一郎委員長 それでは、その参考人の人選については、委員長に一任をいただきたいと思えます。

(「委員長に一任します」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 起立多数であります。よって、さよう決定いたしました。

参考人から意見を聞くことといたします。

今、参考人招致の件をお諮りしたわけですが、本請願の取り扱いについては継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様、退席されて結構です。大変御苦労さまでございました。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第2号平成19年度岩手県一般会計補正予算(第3号)中、第1条第2項第1表中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、保健福祉部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○古内保健福祉企画室長 それでは、保健福祉部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案その2の4ページをお開き願います。

議案第2号平成19年度岩手県一般会計補正予算(第3号)のうち保健福祉部関係の補正予算は、3款民生費19億1,489万3,000円の増額のうち2項県民生活費を除く19億1,056万1,000円の増額と、4款衛生費13億1,224万9,000円の増額のうち2項環境衛生費を除く4億3,280万1,000円の増額で、合わせて23億4,336万2,000円の増額補正であります。この補正によりまして、当部関係の予算総額は1,061億7,445万8,000円となるものであります。補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略し、主な事業を中心に御説明申し上げますので、御了承をお願いいたします。

お手元の予算に関する説明書24ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち障害者自立支援対策臨時特例事業費は、昨年10月に本格実施された障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、昨年度造成いたしました障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援しようとするものでございます。

2目身体障害者福祉費のうち重度心身障害者(児)医療費助成は、市町村が行います重度心身障害者児医療費助成事業に補助しようとするものであります。

4目老人福祉費のうち高齢者及び障害者に優しい住まいづくり推進事業費補助は、要援

護高齢者や重度身体障害者が在宅での自立した生活を営むことができるよう住宅改善を行う場合に、その経費の一部について補助しようとするものであります。

27 ページにまいりまして、3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費のうち乳幼児、妊産婦医療助成費は、市町村が行う乳幼児、妊産婦医療費助成事業に対し補助しようとするものであります。

3 目母子福祉費の母子家庭医療助成費は、市町村が行う母子家庭医療費助成事業に対し補助しようとするものであります。

4 目児童福祉施設費のいわて子どもの森管理運営費は、子供が楽しみながら社会の仕組みや仕事の楽しさを体験的に学ぶことができる空間の整備を財団法人日本宝くじ協会の助成金を活用して行おうとするものであります。

次に、28 ページにまいりまして、4 款衛生費、1 項公衆衛生費、1 目公衆衛生総務費のうち母子保健対策費は、本県の周産期医療の中核的機能を担う岩手医科大学附属病院に設置しております総合周産期母子医療センターの設備の整備に要する経費の一部を補助しようとするものであります。

若年期肥満予防対策事業費は、メタボリック症候群有病者にならないようにするため、40 歳前の若年期からの肥満予防対策を実施しようとするものであります。

3 目予防費のうち感染症等健康危機管理体制強化事業費は、抗インフルエンザウイルス薬タミフルの備蓄等を行おうとするものであります。

29 ページにまいりまして、4 目精神保健費のうち精神障害者退院促進支援事業費は、社会的入院を余儀なくされている精神障害者の地域移行を進めるため、モデル地域を設定し、支援方法等について検証しようとするものであります。

次に、32 ページにまいりまして、4 項医薬費、2 目医務費のうち医師確保対策費は、岩手医科大学医学部の定員増に対応した教育環境整備に要する経費の一部を補助するほか、医師のライフステージ等に対応した医師確保対策を実施しようとするものであります。

3 目保健師等指導管理費のうち保健師等指導費は、今後不足が見込まれる看護職員の確保を図るため、県内病院の魅力ある職場づくりに向けた取り組みやナースバンクの充実など、総合的な看護職員確保対策を行おうとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○千葉康一郎委員長 それでは、ただいまの説明に対して質疑はありますか。

○及川幸子委員 補正予算で組まれておりますこの乳幼児妊産婦医療助成とか、それから何ページかいきまして、母子保健対策費とか医師確保対策、さまざま上げられておりますが、現実としては全く産科のお医者さんが足りないということは、もう既にみんな承知しております。そういう中で、医療局との連携を図りながら、これの対応についてどのように部では考えられていくのか。その点をちょっと聞きたいと思います。

○赤羽保健福祉部長 医師確保についての医療局との連携ということでございますけれども、實際上これまでも事務的にいろいろ連携しながら、一緒に医大等に当たりながら取り組

んできたところでございます。表面になかなか見えなかったところもたくさんあったと思いますが、そうした中であって、昨年度から医師確保対策室を置いて具体的な行動をしております。医師確保対策室につきましては、医療局と当部の共管ということになっておりまして、職員も出し出ししているような形でございます。

それから、もっともとをたどりますと、私の前任の佐藤部長時代に、平成17年の3月でございますが、医師確保対策のアクションプランをつくった際も、医療局と連携をしながらやってきていますし、その際も奨学金をどうするか、奨学金の制度なんかについてもお互いに話し合っていてやってきているわけでございます。医療局とはそういう関係でやってきているわけでございますが、今般の医師不足につきましては、特に臨床研修医制度というのが1つ大きな影響を及ぼしていることは、いろんな方たちが指摘されているところでございます。医大に卒後残るお医者さんがいなくなってしまうと、その結果としてかつて医科大学が果たしていた医師の供給機能がなくなってしまうというようなことが非常に大きいのではないかなと思います。

一方で、医療局との連携の中でいろいろ考えてやってきておりますのは、岩手県の場合には勤務医の確保というのは非常に大事でございますので、勤務医の確保に向けてどういう取り組みができるのかといったことについてもさまざまな情報交換等を行っているところでございます。先ほどの説明の中では省略してしまったわけでございますけれども、例えば県立病院を利用したオープン病院のような形ができないかとか、それから小児夜間救急で開業医の先生たちが県立病院の救急をバックアップするような仕組みができないかといったようなこともお互いに検討し合いながら、当部の事業として今般補正予算の中にも組みせていただいているところでございます。

ちょっとまとまりがなくなりますが、そういった形で連携してきております。ただ、いかんせん県民の方々には大変申しわけないわけですが、昨今のこの医師不足の中でなかなか有効に打つ手がないという状況でございます。

○及川幸子委員 医師の奨学金制度について、秋田での取り組みの報道もありましたが、なかなか、なり手のいないことも承知しており、現況を国にどう訴えていくか。医師確保について、県として国にもっと働きかけをしていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

○赤羽保健福祉部長 全国衛生部長会という会があり、医師の養成の中で、へき地勤務を条件とするという話も出ましたが、職業選択の自由に反するという通らなかつたということもございます。その他にも、個別の要望等で国へも常時出向いてお話をしております。部の個別要望の中でもこうした点についてはお願いしてきているところでございます。今、国の方でも今般の緊急の対策を循環器の医師についてやっていただいたわけですし、私どもが地方から声を出していったことがある程度影響しているのかなと思っております。

ただ、私どもといたしましては、こうした取り組みは本来もっと国が主体となってなされるべきだと思っております。やはり医師の削減を前提とした今のいろいろな考え方では、もう地方にとっては命を守るための格差が大きくなっていく可能性があると思っております。

し、そうした点については引き続き粘り強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

○及川幸子委員 最後になります。この常任委員会で県外の視察に行ってみましたが、助産師の活用というのが徹底していました。やっぱり定期検診は、お医者様の手が足りない部分は助産師の活用ということが求められるのではないかと考えております。遠野においても、助産師の活用はかなりやられておりますが、県内各地を見て、助産師の取り組みの方はどうなっているのでしょうか、最後にお尋ねして終わります。

○柳原医療国保課総括課長 県内助産師の方々の状況ということでございますけれども、県内で今、助産師外来等に取り組んでいただいている医療機関の数は、たしか病院が 10、診療所が 1 というふうに把握してございます。リアルタイムに動いておりますので、もう少し現在ふえているかもしれませんが、大体病院、診療所で 10 を超える医療機関が助産師外来を開設していただいているというふうに認識してございます。助産師外来につきましては、今後、院内助産という部分につなげられるのかどうなのかといったことが一つの課題だというふうに考えております。

もう一つは、開業されている助産師の方々がいわゆる産科医の方との連携によって、地域で妊産婦の方々を支えていくようなシステムといったことも一つの課題だというふうに考えております。

二つ目の課題については、今、県の医師会と、あと助産師会さんなどと具体的にどのような取り組みを進めるかということについて意見交換をさせていただいているという状況でございます。

このような状況でございますけれども、御指摘のとおり産科医不足の中では助産師の方々の活用といったものが大きな課題でございます。その一方で、安全な分娩といったことからしますと、ここでは一定の役割分担のもとで、どういった仕組みをすれば安全、安心な分娩ができるのかといったいわゆるリスクへの対応といったことも同時に考えなければならぬと思っております。そういった点を含めて、より安全で安心な分娩ができるような県内の体制に関係機関の方々と取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○三浦陽子委員 いつも大変御苦労さまでございます。私からは、今、及川委員の方からありましたようなことから派生して、この妊産婦のメンタルヘルスケア推進事業費というのが補正予算でついたようですけれども、これは非常に児童虐待に結びつく第一歩になると思うので、ここをもっときちっと手当てをするというのがすごく大事なことはないかというふうに、自分の体験を含めて思っているところです。これにつきましては医師会との連携とかもきちんとなされていくのかと思いますが、その取り組みに当たっての方向といいますか、どのように持っていこうとする事業か、ちょっとお伺いしたいと思います。

○川上児童家庭課総括課長 妊産婦のメンタルヘルスケア推進事業についてのお尋ねでございますが、委員お話のとおり、産後女性のライフサイクルの中で非常にうつに罹患するといいますか、そういう時期でもございます。これがそのまま出産、子育てということになりますと、委員御指摘のとおり当然虐待にもつながるといって大変基本的なベースとなる事業

対策というふうに考えてございます。昨年度から国の事業を若干お借りいたしましてモデル事業を一部実施してございます。モデル事業といいましても、医療関係者の方々に母子会さんの御協力をいただきましてシンポジウムを開いたり、そういった教宣活動をしてもらってました。19年度は予算をいただきまして、一つは地域保健医療連携モデル事業、これは県内3カ所で実際に産後うつスクリーニングとか、そういった制度を活用した育児支援のモデル実施を具体的に行っていただく。そのほか地域ごとに産後うつの保健に携わる方々の研修を実施しようと。

もう一つ大きな流れは、今いわばそういった具体的なものを今度は県内の体系的なものにしようということで、メンタルヘルスケアの体制整備を2つ目の事業として入れてございます。これについては、体制整備の協議会とか具体的な地域ごとのマニュアル、地域での職員の育成研修、そういったものを通じまして県内全域に非常に貴重なベースとなる産後うつの対応の体系を広めてまいりたいというふうに考えてございます。

○三浦陽子委員 そこにかかわる補正額が100万円ですね。これはいわゆるいろいろと集まりを持ったり、そういうときに使うお金というふうに考えてよろしいですか。それとも、もうちょっと何か政策にも使われるようなものなののでしょうか。

○川上児童家庭課総括課長 現在予算計上のお願いをさせていただいておりますのは、約100万1,000円でございます。これは、委員からお話ございましたとおり、基本的なグッズとか、支援とか、経費ということではなくて、まさにこれから県内に広げていこうということで、ベースづくりはかなり進めてございますので、いわば組織づくりのための取り組みというふうに御理解をお願いいたします。

○三浦陽子委員 それでは、ここは本当に一番ベースなところだと思いますので、よろしく取り組みのほどお願い申し上げます。

あと、いつもたびたび出る問題で恐縮なのですが、歯科医師会とのかかわりなのですが、若年期の肥満予防対策事業費として750万円程度計上されております。メタボリックシンドロームについては、やはり非常に口腔ケアの部分とか、いろいろ歯科保健にかかわる事業がありますけれども、その辺につきまして、どのようにもっと進めていこうとして、この補正予算をつけていただけたのか、お知らせいただきたいと思っております。

○高田保健衛生課総括課長 若年期の肥満予防対策ということですが、これにつきましては平成20年度から50歳以上に対しまして、医療保険者から健診指導ということで医療保険者の業務となりますけれども、どうしても40歳以前の段階ではなかなか今のところ手がかけられていないということで、少年期あるいは青年期、壮年期を含めまして、メタボリック対策を進めていきたいというふうに考えてございます。

まず、少年期につきましては、以前もやっておりましたけれども、食育関係で我々としては健康ということをキーワードに、健康のために食育はどういうふうに役立つかというようところで医療の分野がやっております、これも引き続きやっていきたいということではやっておりました。あとそれから、どうしても小中高校生ぐらいまでは、大体そういう食育

関係で何とかやっていますけれども、15歳以上、あるいは20代以上、40歳までの間、ここはなかなか今まで手がつけられていなかった状態です。彼らもすぐ40歳になって健診指導の対象者になるわけですが、その前にもやはり事業者等にいろんな形で健康指導とか、いわゆる事業者ともタイアップしながら事業を進めて、40歳に引き継いでいくというふうに考えてございます。

歯科医師会につきましても、いろんなこういうことに関しまして、歯科医師の先生方からは健康21プランの中でいろいろと歯科保健の助言をいただきながら、若年層の事業とともに計画と実際という形で進めていきたいというふうに考えております。

○三浦陽子委員　いわゆる事業所で健診を勧めたりするということをもっと強く進めるといことだと思っておりますが、本当に今若者が雇用対策の問題からして、なかなか保険料も払えなくて歯科の治療も受けられない若者も結構ふえております。その事業所でちゃんとフォローできればいいのかもしれませんが、それ以外の若い人たちも結構いると思うので、その教育、学校教育との連携というのもきちっとしていかないと、結構落ちこぼれてしまうとか、取りこぼしになってしまう人たちが増えそうだというふうに私は思っております。そこら辺につきまして、ちょっと御見解をいただきたいと思っております。

○高田保健衛生課総括課長　学校等は、特に先ほどちょっとお話しました食育の中で、どうしても岩手県の場合、小学校、中学校も含めて肥満が全国に比べて高いというような実態として出てございます。そこら辺のところではやはり食事が肥満に続かないというふうなところから、まず今学校でも食育、栄養職員を雇って、そちらの方で栄養の方でも食育をやっていると。そこらと我々のような健康のところとで食の選択肢の中に知識の習得とかいろんなことで食育を進めているわけですが、その中で学校の部門ときちっと連携をしながらやっていると。今までは、どうしても学校部門と衛生部門とちょっと離れた部分があるところがございますので、そのところをやはり有機的にやらなければ、包括的な成果が出てこないというふうに我々も認識しておりますので、教育委員会等ともきっちり連携をとりながら事業を進めていきたいというふうに考えてございます。

○及川あつし委員　保健福祉部の皆さんには、いろいろお聞きしたいこともあるわけですが、審議も渋滞しているようでありますので、1点に限ってお伺いしたいと思います。

4款4項2目医務費の32ページ、医療人材育成支援事業費補助についてでございます。説明資料によりますと、ハードの整備補助かなというふうに読み取れるわけですが、医大についてはこの後関連して質問させていただきますが、移転がなされるということで伺っています。この補助については当然移転を前提としているというふうに思われますので、二重投資にならないかどうか、確認の意味で1点質問させていただきます。

もう1点は、いわゆる目の前の岩手医科大学の矢巾町への移転についてでありますけれども、私もこの4年間ブランクがあった中で、矢巾にも何度もお邪魔をして、これはちょっと大変だなと実は思っていた部分があります。といいますのは、矢巾町の方ではもう既に移転が全面的に行われるということで、都市計画も含めて着々と整備が進んでいるわけでござ

ございますけれども、一方で盛岡市民からしますと、今まちづくりという観点から、コンパクトシティだということで、本当に移転が全面的になされた場合に、この中心市街地がどうなるのだということも大分懸念をされているところでございます。しかしながら、一体いつ移転になるのか、本当に移転がどうなのかといった詳細については、実はだれもわかっていないというのが実態かというふうに思っておりますので、現段階で県当局として医大の全面移転についてどのような考え方で取り組んでいるのか、まずその2点をお聞かせいただきたいと思っております。

○柳原医療国保課総括課長 私からは、最初のお尋ねに対しまして回答させていただきたいと思っております。

移転を前提とした場合に、今般の医療人材育成支援事業といったものが二重投資にならないのかどうかという御趣旨だったと思っております。今般6月補正で予算計上させていただいている事業の中身といたしましては、解剖室の実習室でございますとか、設備整備でございますとか、あとは実際の臨床機能の事前習得を修練するためのシミュレーターの設備というものでございまして、これらの多くについては大型の設備ではございますけれども、仮にここ数年後に医大が矢巾に全面移転した際においても、耐用年数等、使用ができるのであれば十分移転をして活用ができるというものでございます。そういった点からいたしますと、二重投資にはならないだろうというふうに我々は考えているところでございます。

○野原企画担当課長 2点目の御質問でございます。岩手医科大学の矢巾町への移転の県の考え方ということでございます。岩手医科大学は県内唯一の医育機関でございます。また、附属病院は唯一の特定機能病院ということで、この矢巾町への移転につきましては、県としても重要な課題というふうに承知してございます。

移転計画につきましては、平成14年から保健福祉部が窓口になりまして、庁内関係課の窓口として連絡調整をさせていただいたところでございます。

医大の移転計画の進捗状況でございますが、第1次事業ということで、本年、平成19年4月に薬学部の開設と教養部の移転がなされたところでございます。医学部、歯学部の移転と附属病院の移転は第2次事業以降でございますが、これは平成25年以降というふうに伺ってございまして、その詳細についてはまだこれからというふうに伺ってございます。

いずれにいたしましても、今後も岩手医科大学の移転計画の推進に当たりましては、岩手医科大学からもよくお話を伺いながら、庁内関係部局との連携を図って進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○及川あつし委員 御答弁ありがとうございました。今課長さんが最後に庁内関係部署と連携を図ってという言葉があったと思っております。保健福祉部とすれば、医療の質とか量という部分でいろいろと対策を講じるころだと思っております。先ほども申し上げましたが、もう矢巾町の方では徳田橋のかけかえについても、高速道路の車もおりるところまでは矢巾のところでもおりられるとか、いろいろハードの部分で議論が進んできているように思いますけれども、盛岡という立場からいうと、都市計画上本当にここをどうするのだといった議論と

か、商工サイドとの議論とか、そこが県庁内で一体どうなっているのだろうかというのが恐らく盛岡市民の最大の関心事だと思います。盛岡市民からすると、本当に医大が矢巾町に行ってしまうことがいいのかという議論もいまだにあるわけでございまして、その庁内関係部局との連携をとという答弁を踏まえて、これまでどういった議論がなされて、今何が課題になっているのか。現段階の状況で結構でございますので、お知らせいただきたいと思います。

○野原企画担当課長 医大の移転に関する調整でございますけれども、例えば今課題になっているところがございますと、医大に関する土地の課題というのがございまして、矢巾町の土地は薬学部と教養部がもう既に建った形と。県道の南側の地区につきましては、既に取得が済んだところがございますが、その北側の土地の取得につきましては、いまだ市街化調整区域ということで、そういった土地の関係は国との調整も必要でございます。そういったような課題があるというふうに認識してございます。そういったような課題の一つ一つ、また具体的に盛岡の跡地の話になりますと、まだまだ先という形で、岩手医科大学さんの方から具体のお話を我々もいただいているところがございますので、それらの調整につきましては、今後の課題ではないかというふうに考えているところでございます。

○及川あつし委員 主体は岩手医科大学ですので、県として積極的にまず最初に云々ということではないと思うわけですが、何となく、イメージなのかもしれませんが、医大さん側からすると、それなりの医療事情によって、もちろん駐車場が狭いとか、いろんな老朽化の施設の問題もあって、こうした対応がなされてきているように思うのですが、何となくずるずるいっているような懸念を私自身も受けております。移転する盛岡市の立場も十分に踏まえながら、議論の過程を県民にお知らせしていただきたいということも含めて要望を申し上げ、あと1回、部長さんに何か御所感があればお願いしたいと思います。

○赤羽保健福祉部長 実際のところ、その事業をどう前に進めるかということが今のところ中心の話題、テーマになってきていることは間違いございません。そうした中で、ここをどうするかという問題は当然この後に出てくるのではないかなと思います。と申しますのは、医大はここにある程度医療機能を残す必要もあるのではないかという考え方もあるやに伺っておりますし、県の立場とすれば高度救命救急センター、ちょうどこっちから見て一番右側でございますが、そこをどうするか。それから、循環器医療センターもつくったばかりでございますので、そうしたこともあわせて医大の移転構想を全体としてお伺いしながら、そこである程度、方向性が出た段階でいろいろと御相談していくことになるのではないかなと思っております。いずれにしても、盛岡市さんともお話する機会もあるかもしれません。そうしたことも含めて、県民の医療に大きく影響することでございますので、できるだけいろんな方たちと御相談しながら対応してまいりたいと考えております。

○高橋元委員 4款衛生費、1項公衆衛生費、3目予防費についてですが、感染症等健康危機管理体制強化事業費、先ほどタミフルの備蓄というふうなことでした。備蓄であれば、それぞれ計画目標を定めて予算措置してくるわけですが、これが補正で出てきたという理由

は何なのか、1つ。

それから、目標に対してどれぐらい今回の予算措置で進んだのか。

それから、タミフルは社会的に大変いろんな問題を醸し出しているわけですが、これについて県内でのいろいろな事故事例がないのか。それからあわせて、国の方からこの使用に当たっての注意等が来ていると思いますが、現場の方とうまく連絡体制がとれているのか、その点。

○高田保健衛生課総括課長 タミフルの備蓄につきましては、既に昨年度から目標を持って備蓄してございました。今年度、なぜ補正に回ったかというのは、新しく議員先生たちがおかわりになる、あるいは知事もおかわりになるということで、これは先生たちに改めてこういうふうな事業をやっているということも御理解いただきたいというような形で補正になったというようなところでございます。

計画的にはどういうふうに進んでいるかという部分でございますけれども、タミフルの備蓄につきましては、WTOあるいは国の方からの要請で、2カ年で備蓄するというふうな予定になってございます。全国的には、2,500万人分のタミフルを備蓄することになってございまして、国と各自治体とで半々で分けて備蓄することになってございます。それをその組織の中で本県におきましては11万6,000人分のタミフルを備蓄することになってございまして、昨年度そのうちの半分である5万8,000人分の備蓄を終わってございます。今年度改めてまた5万8,000人分、トータル11万6,000人分のタミフルを備蓄するというようなことで、今進めてございます。

タミフルにつきましては、新聞等で10代の子供たちが飛びおりて亡くなったとか、いろんな事故がありまして、報道されているわけですが、今現在私の方で把握しているのは、国からの発表ですけれども、210ちょっとぐらいの異常行動があったというふうな話があります。そのうちの約8名ぐらいが亡くなっているというようなことがありまして、国の方でもタミフルを販売しております薬会社、中外製薬でございますけれども、中外製薬の方に注意書きを入れまして、今までは特定年齢をいろいろと定められてやっておったのですけれども、こういうような事例を受けまして、10代の方にはまず原則用いない。あるいはただ単にそれを症状だけで投与しないで、きちんとインフルエンザであるかどうかを確認した上でタミフルを投与するというような形の注意書きで改めてやってございます。ですから、今現在はそういう形で進んでおりますし、本県におけるタミフルのこういうふうな異常行動の事例はなかったのかという話もございましたけれども、今のところ当方ではそういうような事例は報告されておきませんので、今のところは本県では大丈夫かなというふうに思っております。以上です。

○高橋元委員 そうすると、この製薬会社の注意事項で、あとは現場の方で注意してくれということだけなのか。もう少し県としてもそれぞれの機関において、これは医療局になるのかもわかりませんが、使用する現場でこういうふうにとか、そういう指導でもないのですけれども、何かそういうミーティングとか研究みたいなものはないのかどうかお伺いしたい

のですが。

○高田保健衛生課総括課長 基本的には、薬事行政というのは厚労省の所管でございます、それは中外製薬の方に注意書きをこういうふうに変更ろとか、いろんなことは厚労省の方から直接指導がいております。そういう指導の内容につきましては、本県の方にもこういうふうな指導にしたというようなことは来ていますので、我々としましては、そういう通知を受けまして、医療現場である医師会とか大病院に対して、こういう注意書面が来ているので注意してくださいという通知文書を差し上げている。あるいは薬の専門家である薬剤師会の方に対してもこういうふうになっておりますのでということで注意書きの通知を差し上げてございます。当然その写しも各保健所に薬務担当者がおりますので、薬務指導あるいは監視指導の中でもきちんと適正に対応するようにということで通知は出してございます。

○高橋博之委員 障害者自立支援対策臨時特例事業費についてお尋ねいたします。3点まとめて御質問いたします。

昨年のいつだったか忘れたのですが、当常任委員会におきまして、自立支援法施行に伴う負担増の軽減策として、全国都道府県並びに政令指定都市の4割が独自に軽減策を講じるという報道を受けて、本県としてどのような取り組みを行っていくのですかと私が聞きましたら、国の支援策を十分に周知徹底をさせ、活用していただくことが重要だと思っているという御答弁があったわけです。どの程度周知徹底がなされ、十分に活用しているのかどうかといった現状について、まずはお尋ねをしたいと思います。

それから、2点目でありますが、この自立支援の就労支援に絡んで、先ごろ厚生労働省の方から知的障害者の就労支援を促すためにチャレンジド雇用制度を始めると。現在、厚生労働省の方で知的障害者が非常勤職員としてたった19人しか働いていないということで、100人を目指すというような方針を打ち出したわけですがけれども、県は現在、知的障害者を何人ぐらい雇用されているのかなど。要するに、お役所が率先垂範をして雇用を促進していくことは、知的障害者の仕事の能力を保証することにもなって、その後に民間企業への就労支援もスムーズに進んでいくのではないのかなど。こう思うのですが、現状で何人雇用されているのかお聞きをします。

それから、最後3点目が、昨日かな、1日付で千葉県で例の条例が施行されたわけですがけれども、県として今後ああいった条例を制定していくお考えはあるのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

○小林障害保健福祉課総括課長 まず、負担軽減策の周知ということでございますけれども、これにつきましてはこの臨時特例交付金というよりは、4月の当初予算におきまして措置をさせていただいております、その時点で各市町村の方にも十分周知をさせていただいてやっているところでございます。したがって、18年の10月以降の平均と、それから19年の4月の自己負担を比べてみますと、1人当たりの利用者負担で6,861円が5,299円というふうに減少をしているというふうに承知をしております、なお一層の周知を図

っていきたいというふうに思っております。

それから、2つ目でございますが、県で知的障害者を何人ぐらい採用しているかということでございます。ちょっと数字は把握してございません。

それから、千葉県条例の設置についてでございます。障害者の差別禁止条例といったような条例につきまして、国連の方でも障害のある人の権利に関する条約というようなことで、これが19年の3月30日に採択をされているところでございます。これにつきまして国の方でも鋭意、批准に向けてどんな障害や問題があるかといったようなことも含めまして、法制度の見直し等の検討をされているというふうに伺っております。

なお、県といたしましては、この国の動向を見定めながら、またこういう条例をつくらねば、県民皆様方の合意といいますか、コンセンサスを得ることが一番重要だと考えておりますので、そういう機運の醸成等を見守ってまいりたいというふうに考えております。

○赤羽保健福祉部長 利用負担の関係につきまして、やはり制度を設計して、国の制度として始まったわけでございます。利用負担が起こって、障害者御本人の負担が応能負担から応益負担に変わったと。そういうことに対して、県として応能負担の仕組みをとるとするのは、なかなかそれは困難だろうということで、私どもとしても要望してきたわけです。そういう形で緩和策が出されてきたと。そのことについては、県内でも先ほど小林総括課長からお話し申し上げたとおり、ある程度広がってきているのではないかなと考えていますが、国に対しては障害者の生活の実態をよく見てくださいと。よく見ていただいて、現状でいいのかどうかということは引き続き御検討いただきたいということで、私もお邪魔して直接お話をしてきております。

2点目の知的障害者を雇用しているかどうかということにつきましては、私の記憶の限りにおきましては、これまで障害者の採用の中で、知的障害者を採用するといった経過は全くなかったと思っております。県として、知的障害者を採用するということは、今まで行ってきていなかったと存じます。いわゆる障害者枠の採用の中で、身体障害者あるいは聴覚障害者の方たちは採用されておりますが、そういう状況ではなかったかなと思っております。

さはさりながら、それではどうするのかということがありまして、県の仕事を進めていく中で、現状で知的障害者を直接県が雇用するのはなかなか大変ではないかということも一方ではあります。ただ、そうした中で、知的障害のある方たちがどういう仕事をどうできるのかといったことの実験的な取り組みとしまして、今実際に障害保健福祉課等、部が中心になって取り組みを始めております。それは、9階のフロアの中でNPO法人に代行いたしまして、知的障害者4、5人の方にいらしていただいて、文書の取りまとめとか配達、デリバリーと呼んでおりますが、そういったことを今モデル的に取り組んでおります。それは今年度の新規事業として始めておりますが、そうした中で実際にこうした官庁でありますとか会社の中で、知的障害のある方たちがどういう仕事をやれるのかといったことを少し検討してみたいと思っております。知的障害の人たちにも雇用の機会を提供し、働いていただいて、みずから仕事を得てもらうということは原則だと思っておりますけれども、それでは実際にそ

ういう職場の中で何ができるかということは、やっぱり慎重に検討する必要があるのではないかなと思っております。そういったことを少し経過として見ながら、今年度限りの事業として今やっておりますが、補助的なものが次に発展できるかどうか、いろいろと研究していきたいなと思っております。

なお、直接お雇いするだけではなくて、今みたいに働く場としての県庁ということをやったり考えていかなければならないと思っております。毎週火曜日、金曜日あるいは水曜日といらしていたかもしれませんが、ムーブカフェという形で昼にパンとかコーヒーといったものを販売してもらおうと。それから、県庁の会議で茶菓を出さなければならない、お出しする会議があるわけですが、そういったところにも障害者の方たちがつくられたものを買うというふうなことも、障害者の人たちに実際にコーヒーのサービスをしていただくといった取り組みもやっております。とにかくできることから少しずつ積み重ねていって、実際に社会全体の中で知的障害のある人たちに仕事を出していこうという機運をつくっていく努力をしなければならないのではないかと考えております。

○高橋博之委員 今部長さんから御答弁いただいたのですが、実験という言葉が適切かどうかかわからないのですが、やっぱり基準を満たさなければいけない民間企業さんでは、なかなかそこまで余裕を持って知的障害者の皆さんはどこまでできるのかなと、ではこれやらせてみようかなという余裕が恐らくないのだろうと思うのです。やっぱり県だからこそそういった氣勢を見定めながら、知的障害者の就労の力というものの保証をこれからしていけるのだろうと思うものですから、ぜひとも引き続き御支援賜りたいと思います。ありがとうございました。

○木村幸弘委員 まず第1点目ですが、先ほど及川幸子委員の方から質問のあった助産師の関係で関連してお伺いします。これから助産師外来、そして院内助産への展開ということを検討していきたいという御答弁があったわけですが、そこで助産師を活用する際によく言われておりますのは、助産師と医師会がこれから連携をして具体的に動こうとするときに、助産師のスキルアップがどうしても必要だというお話が出てきます。実際に18年12月末現在で県内に就業されている助産師さんの数が、資料によりますと324名。そのうち病院及び診療所で279人、ほぼ9割が既に病院、診療所で助産師として活動されているというふうな状況があるわけですが、こうした実際に活動されている助産師さんをどのような形で助産師外来や、あるいは院内助産への展開をするときにきちんと位置づけていくのか。そして、実態として本当にスキルアップが必要と言われる、そういった助産師の研修制度なり取り組みを具体的にどのように進めようとしているのか。その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、2点目に障害者の就労支援という取り組みの中で、今回の予算でチャレンジド就労パワーアップ事業費が計上されているわけですが、今後この就労支援の具体的な各地域における支援のあり方といいますか、そういった取り組みの計画予定については、今後どのような形で進めようとしているのかについてお伺いしたいというふうに思います。

それからあと、3点目に自殺予防対策であります。実は県南振興局花巻支局との意見交換の中で、花巻支局も県内で言うと3番目に自殺率が高いというお話を聞いておりました。とりわけ県北の自殺率と違って、花巻支局管内では高齢者ではなくて働き盛りの方の自殺率が高いのだというふうなことを耳にしているわけです。内実、なかなかデリケートな問題でもあり、非常に私自身も情報を聞き入れるには気を遣う部分があって、本当にそうなのかなということがなかなか実際として感じる事ができない部分もあります。人のうわさ話で、あの人は自殺したそうだとか、そういうことで耳に入ってくる部分もあるのですけれども、そういった実際の自殺率の状況が本当にどのような形でデータとして押さえられて、その地域性なども含めてどのような分析が行われ、対策に向けていこうとするのか。そういった点についての御検討の内容についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○柳原医療国保課総括課長 まず、助産師の方々の活用ということについてでございますけれども、大きく2点、今後助産師外来でございますとか院内助産に展開していく場合に、助産師の方々の、あとは助産の位置づけといったものというのが1点、それからそういう方々の助産を担う助産師の方々のスキルアップをどうするのかというお話です。

1点目につきましては、県におきましても周産期医療の協議会といったものがございまして、これはいわゆる周産期、妊娠の22週以降、または生後1週間未満の妊婦さん、または子供さんのための産科と新生児医療の検討をすることでございますけれども、そういった中で助産師の方のお力といったものは、今後産婦人科医師の充実といったものが急速に図られないという点からしますと、大きいだろうというふうに見ております。今後その地域の周産期のシステム、つまり中核病院、診療所等々との関係の中で、助産師の方々の活躍の場をどう位置づけるかといったことは、一つの方策としていろいろと御議論いただいているところでございます。その中で、院内助産、助産師外来を各医療機関が選択したり、またはその発展型といたしまして、院内助産に取り組むということにつきましては、やはり一つ課題があるだろうというふうと考えております。委員御指摘のとおり、それぞれの医療機関の中で助産師の方々をどのように活用するのかといった病院、または医療機関全体のマネジメントの中での考え方ということが一つあると思います。県としては、周産期医療協議会等の場を通じて、助産師の方々の力を周産期医療に生かすといったことについて、いろいろと方向性を示していくといったことに努力したいと思っておりますが、その中で関係する医療機関の方々には助産師の方々が働きやすい環境づくりということについても御検討いただくよう、取り組みについては働きかけをしてみたいと思っております。

それと、もう1点、助産師の方々のスキルアップにつきましては、既に看護協会の方に研修をしていただく委託の事業をとらせていただいております。毎年数10名の方々に受講していただくといった取り組みをあわせてさせていただいているところでございますので、ぜひこうした取り組みを活用して、助産師の方々のスキルアップを支援してみたいと考えています。以上でございます。

○小林障害保健福祉課総括課長 各地域での就労支援をどう進めていくかということで

ざいます。障害者の就労支援につきましては、この障害者自立支援法の中でも非常に重要視されてございます。これにつきまして各地域においてさまざまな就労支援のネットワークをつくりながら進めていこうということで、今回の6月補正予算の中に就労支援ネットワーク構築事業といったような名称で予算を計上させていただいております。また先ほど委員から御質問がございましたように、チャレンジド就労パワーアップ事業ということで、県庁内での仕事出し、あるいは仕事の機会をどのように提供していくのかといったような、マッチングと私たち呼んでおりますけれども、そのマッチング機関をさらにふやしていくというようなことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目でございますが、自殺対策についてでございます。花巻の自殺率が非常に高いということではございましたけれども、データをどのように分析しているのかということではございます。本県は秋田県に次いで自殺による死亡率が全国2位でございます。この岩手県におきまして全国平均よりも低い地域というのは、実はないと。したがって、全部の地域で全国平均より自殺による死亡率が高いというふうなことを念頭に置きまして事業を進めていきたいというふうに思っておりますし、また自殺率が高いからということではなくて、どちらかという自死でございますので、防げる死を防ぐということで、官庁だけではなくて官民一体となって、民の方々とも一緒になって県民運動的に進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柳原医療国保課総括課長 大変申しわけございません。冒頭の及川幸子委員の質問に対しまして、私、助産師外来を実施する医療機関の数を全部で合計11と申しあげましたけれども、病院が9、診療所が1、合わせて10でございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部の議案の審査を終わります。

この際、当局からひとにやさしいまちづくり条例等の見直しについて発言を求められておりますので、これを許します。

○下屋敷地域福祉課総括課長 それでは、ひとにやさしいまちづくり条例等の見直しにつ

いてということで御説明をさせていただきたいと思います。

ひとにやさしいまちづくりの趣旨ということでペーパー1枚物ですが、これは条例の中でだれもがひとしく参加できる地域社会づくりを目指して行う生活環境整備のための取り組みということで、ユニバーサルデザインの考え方が盛り込まれているということです。

特にこの生活環境整備ということでございますけれども、お手元の方に「みんながすみよいまちをめざして」ということで、簡単なパンフレットが行っていると思います。ちょっと開いていただきますと、3ページでございますけれども、「様々なユニバーサルデザイン」というようなことで、例えば県庁舎の正面歩道のユニバーサルデザイン化、これは従来階段でございましたけれども、障害者、高齢者の方がスロープを利用いたしまして、円滑に県庁に入っていただくというような形で整備をいたしております。例えばこういう施設の整備でございますし、それからその下でございますけれども、トイレにつきましては、いわゆる車いすの方が中心でございますけれども、円滑にこれまた出入りができるようにというようなものでございます。

それから、5ページ目のあたりにいきますと、ものづくりという形で書いてございますけれども、製品のユニバーサルデザイン化ということで、例えばシャンプーとリンスの容器等については、ギザギザがついているのがシャンプーであって、ついていないのがリンスであると。これは、いわゆる視覚障害者の方が分別できるように製品を社会的に工夫して、明確に使いやすいように区分しましょうというようなものでございます。

それから、6ページにまいりますと、例えば最近よく話題になりますけれども、歩道に駐輪場とかいろいろあるわけでございますけれども、自転車でふさがって、高齢者の方が通行するときに非常に不便だというようなものもございます。

こういういわゆる生活を営む上での一般的な生活環境をより多くの方が利用しやすいように取り組んでいくということがひとにやさしいまちづくりの考え方でございまして、この考え方を通常ユニバーサルデザインというように、多くの方が使いやすいように、多様な人々が利用しやすいように都市空間とか生活環境をデザインするというようなものでございます。従来は、いわゆるバリアの除去といえますか、そういう考え方が中心でございましたけれども、最近はユニバーサルデザインということで、社会の生活環境をより多くの方が利用しやすいように整えていきたいと思いますというものでございまして、こういう利便を取り入れて推進するというような、これもひとにやさしいまちづくり条例の基本的な考え方になっております。

それで、これも条例の本県のスキームでございますけれども、今申し上げました理念の点でひとにやさしいまちづくり条例が平成8年の4月に施行されておまして、内容的には、推進施策の基本事項、それから高齢者、障害者等の方が利用するという公共的施設の利用が円滑になるように施設の整備の基準を定めたり、それから新築する場合には届け出をしていただきたいというようなものが内容となっているところでございます。それらの推進の施策を具体化したというものがひとにやさしいまちづくり推進指針ということで、条例

と指針というのは表裏一体というような格好になっておりまして、これも2点について今回見直しをしてまいろうかなと。そのように考えているところでございます。

右の方に参考として国の動向を書いておりますけれども、国におきましては、小さい字で大変恐縮でございますけれども、ハートビル法ということで、平成6年に、これは多くの人が使う公共建築物、そのうち特定な建築物について整備を図ろうということで、建築確認と連動した形での法律をつくっております。

その後、平成12年に交通バリアフリー法ということで、これは駅舎とか、それから駅周辺の施設につきまして、これも移動の円滑化に資するように定めた法律でございます。

今般、昨年の12月でございますけれども、この両方を統合いたしまして、国土交通省におきまして、略称でございますけれども、バリアフリー新法、正式に申し上げますと、ちょっとここには書いておりませんが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というものでございますが、この中で総合的にこれからの少子高齢社会の中で、できれば利用しやすいように社会的施設を整備してまいりましょうというものを制定して施行したという状況になっております。

今般、私どもの見直しの必要性、方向性でございますけれども、条例につきましては制定後相当の期間が、もう10年以上経過しておるということがございまして、見直しがちょっと必要になっているという認識をしております。1点目といたしましては、そこにもありますとおり、整備基準の適合でございます。法律の方は、2,000平米以上の建物について規制を図っているわけでございますが、それ未満のものについて私ども届け出という形で、いろんな施設について平米の区分を異にしておりますけれども、届け出を整理しているわけでございますが、その基準の遵守を少し強化してまいりたいと。

それから、先ほども申し上げておりますユニバーサルデザインの考え方につきまして、県民との理解をより深めたいと思っております。

あわせて、3番目でございますが、県民意見の反映ということで、いろいろこれから展開していく上での施策の策定、あるいは公共的施設的设计段階での利用者の方々の、利用する方の立場に立った建物づくりとか、空間づくりといいますが、そういうものをどのようにやっていったらいいかというようなものについてのスキームをちょっと入れてみたいなと思っております。

それから、バリアフリー新法との連携という形で書きましたけれども、これはバリアフリー新法の方で、地方公共団体が地域の実情に応じて必要と思われたいわゆる面積とか特定建築物については指定をして、それと同様に法律の規制を働かせることができるという状況でございます。現在までのところ5都府県でこの規定を盛り込んでおりますので、私どもとしてもどういうものが可能なのか、学校とか、あるいはそういうものが可能なのかどうかというものの検討を今しているところでございます。

今後についてでございますけれども、一応条例改正案の検討を今行っておりまして、9月にパブリックコメントをできればしたいと思っております、12月に条例改正案の議会提

案を行いたいと考えております。なお、施行につきましては、建築物の届け出規制の関係があり、周知期間ということもございますので、これはまだ正式には決まっておりませんが、6カ月ぐらいを置いて来年の7月から施行をしてはどうかと思っております。

あわせて、推進指針の方でございますが、これは条例の中身とも関連いたしますので、指針案の検討を行ってまいりまして、先ほどの条例施行時に合わせて推進指針案も定めていきたいと。来年の6月に推進指針案の議会提案を行いたいなど、そのように考えているところでございます。

なお、これらの内容、途中の検討結果等につきましては、逐次当委員会の方にも報告をしまいたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○千葉康一郎委員長 この際、ほかに何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様には、退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第19号県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷管理課総括課長 それでは、県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付してございます議案(その3)の37ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、これは全県的に医師の絶対数が不足する状況にありまして、本院に医療機能を集約させまして、限りある医療資源を有効に活用するという、それからまた当該診療所設置の地区からそれぞれの本院に通院する患者さんが相当数いらっしゃるということ等から、当該診療所を利用する患者さんが減少している状況があるということでございまして、それまで週1日の出張診療から、本年4月以降、隔週1日の出張診療を行ってまいりました県立東和病院の田瀬診療所と、昨年9月から休診の扱いをしておりました県立軽米病院附属小軽米診療所の2つにつきまして、本年9月1日から廃止をしようとするものでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○木村幸弘委員 議案第19号の県立病院事業等の関係であります。ただいま御説明いた

だいたとおり、この間の手続等を踏まえながら、今回9月1日で診療所を廃止するというふうな条例が上程されたわけです。この間の東和病院田瀬診療所の件ですが、4月から隔週1日という形の手続を踏みながらということで来たわけですがけれども、具体的な本条例を提案するに当たって、いわゆる地元利用者等を含めた地域住民への説明と、そしてその中での御意見等をどのような形で集約されておるのか、その点についてお伺いしたいと思います。○熊谷管理課総括課長 地元説明の件でございますけれども、軽米病院、田瀬診療所の件につきましては、実は昨年12月18日に東和病院の地域懇談会におきまして田瀬診療所の廃止を訴え、御説明しております。その後、年が明けまして1月23日に花巻市の市議会全員協議会においても同様の御説明をしたということでございます。それから1月27日に田瀬振興審議会、いわば地元の説明会になるかと思いますが、そこで説明した際に、1月の廃止の説明後、4月からすぐに廃止をするというのは困るという事情の説明がございました。実は内部でいろいろ検討した結果、では本年の4月からは隔週で対応しようということで今までやってまいったものでございまして、6月14日に再度田瀬地区の地域の方々に御説明申し上げまして、それでしっかりと患者さんのフォローをしていただきたいという意見がございましたが、時代の趨勢でやむを得ないという結果になったというふうに私どもは理解しております。以上でございます。

○木村幸弘委員 地域としては大変残念ではありますが、いたし方ないという御意見があったということで、いずれ県医療計画の全体の枠組みの中でもそうだと思うのですが、あるいは先般の一般質問の中でもどなたかが質問しておりましたが、その医療計画を進める中で病院の統合あるいは縮小、さらには診療所化という流れができております。診療所化をされて、結果的に診療体制が縮小されていくと患者さんも減っていく、世帯利用度が減っていくと。したがって、また統計をとったときには診療所として患者数が減っているから廃止にするというふうな理屈がどうもつくられているような気がしてならないのです。そういった観点で考えると、花巻の医療圏の中でも大迫病院が診療所化されておりますし、いずれにしても医療計画全体の中でこうした地域の医療をどう確保していくのかという観点で、今後はやはりこの体制はなかなか、これであと大丈夫だよというふうな言い方の中で、きちんと地域の理解を得、あるいは住民の皆さんの医療に対する安心感を与えるというふうなことが実は見えてこないというふうな気がしてならない。そういった点で、今後のそういった地域医療のあり方として、ぜひとも診療所化して患者さんが減ったからなくしていくのだというふうな理屈というのは、本来おかしいのではないかなというふうに思います。そういったところを含めた考え方、将来的な方向というものをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○法貴医療局長 委員御指摘のとおり、県立病院がこのまま診療所化してそのままいけるのかということは、非常に医療制度改革ががんがん進む中で、なかなか難しい状況もあります。いずれにしても県立病院が今何をすべきかとか、どういう役割をやるべきか、それから民間の医療機関とどうすべきかとか、地域の医療資源総体の中で何を補ってあげればいいのか

ということについては、今般の医療計画の中で論議を進めるということになっていますので、20年度までの病院改革のために診療所はやっていますけれども、その後の20年度以降の医療計画の中で皆様にきちとお話をしながら明確にしていくべきものだというふうに考えております。それで恐らく将来の県立病院のあり方が決まってくるのではないかなど、このように考えます。

○高橋元委員 今、隔週ということですが、この田瀬診療所を利用されている患者さんはどれぐらいいらっしゃるのか。

それと、地元の医師会、あるいは医療法人とか、そういうところの御協力をいただいて、引き続いてお願いするとか、そういう相談とかはできなかつたのか、その辺検討されたのか。

○熊谷管理課総括課長 患者さんの数ということでございますけれども、18年度段階で実患者さん6人ということになっておりました。ちなみに、その6人の内訳でございますが、実際歩いて通院されている方が2名、それからお二人は家族の方が診療所の方に車で連れてこられると。それから、お一人は徒歩、お一人はバイクというふうに聞いております。

○法貴医療局長 地元の医師会などで連携プレーをできなかったのかということですが、今お話ししたとおり、6名の方、それぞれ本院とか徒歩で通っていますけれども、その方たちは希望があれば在宅診療もやろうということで、診療行為そのものをすべてなくするわけではなくて、地元でカバーできる、東和病院そのものでカバーできるのではないかというふうな判断で、こちらで一度休診状態というか、隔週ですけれども、やってみて、これで間違いがないかなということ、廃止して在宅などの希望があればそれをやりますということにしたわけでございます。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、医療局関係の請願陳情について審査を行います。

受理番号第1号岩手県立大船渡病院の充実を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○相馬病院改革室医師対策監 それでは、御説明申し上げます。

大船渡病院の循環器科廃止につきましては、医師派遣等を受けまして退職者が相次いだ

ことなどから、本年4月、常勤医師3名の体制から1名に減になりまして、その1名もこの7月末で退職の予定となっております。大船渡病院は、気仙医療圏の基幹病院として心筋梗塞、脳卒中等の重篤救急患者の救急医療を行うために平成14年8月に救命救急センターを併設したものでございまして、平成18年度には循環器系の疾患でございますが、外来患者延べ約2万3,000人と入院患者延べ1万1,000人を扱うなど、沿岸地域の救急に大きな役割を果たしてまいりました。しかし、1名体制となりましたので、入院を要する患者さんは搬送に約1時間を要します近隣の釜石、気仙沼等の病院の方に搬送いたしまして、またあるいは約2時間を要します盛岡医療圏の方に搬送せざるを得ない状況になっております。大船渡病院が救命救急センターとしての機能を維持していくためには、循環器科医師を初めとする医師の確保が重要であると認識しており、関係大学のみならず首都圏や関東圏の大学にも派遣の要請に赴いておりますけれども、医師の派遣元の大学におきましても絶対数が不足しておりまして、なかなか確保は厳しい状況となっております。

なお、このことに関連いたしまして、国の緊急臨時的医師派遣システムに対して、循環器科医師の派遣を要請いたしまして、去る6月26日に厚生労働省において開催されました地域医療支援中央会議幹事会におきまして、8月から医師1名の3カ月程度の派遣が認められたところでございます。しかし、循環器科の場合には、24時間体制の救急医療の対応がございましてほかに、診療の内容が高度化していること、あるいはチームで診療を行うために、コメディカルとの連携が必要であることなど、診療体制の構築には医師1名では成り立つものではないものでございますので、派遣される医師の状況等を踏まえまして、病院と協議を重ね、また他の県立病院との連携も図りながら、可能な限りの診療機能を確保する工夫をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、神経内科、呼吸器科、皮膚科、耳鼻咽喉科の常勤医師の確保についてでございますが、これらにつきましても医師の派遣元である大学の絶対数が不足している状況でございまして、確保は非常に困難となっております。ただ、神経内科や呼吸器科などの主要診療科については、引き続き関係大学と派遣について粘り強く要請するなど、最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、大船渡病院の診療体制につきましては、圏域の市、町、地元医師会、医療体制充実対策協議会等と連携し合いながら医師招聘を進め、また診療所との機能分担や連携を図ってまいりますけれども、それらとともに受診される皆様の適切な受診行動への意識啓発、医師が安心して勤務できる受け皿づくりとしてのまちづくりの醸成についても一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○千葉康一郎委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○及川幸子委員 以前にこの大船渡病院に視察に行ったことがございますが、緊急の専門の道路を立派につくられておりますね。そういう点からいって、医師不足で努力なさっているのはわかるのですが、緊急性はかなりあると思うのです。その点はいかがなのですか。

○相馬病院改革室医師対策監 今委員おっしゃっていますのは、三陸縦貫道でしたか、あそ

こちらから病院のすぐ後ろの方から救急で入れるようにつくってございます。そういうふうなこともございまして、大学も今までは派遣されているところは限られていたのですけれども、そこに限らず首都圏のほとんど名だたる大学は私どもも全部当たったというふうな形になっています。それから近畿圏や四国の方も行って循環器の医師とか内科系の医師をお願いしているのですけれども、やはりみんな自分たちの今まで派遣しているところから足りなくなって引き揚げている状態でございまして、なかなかこちらの方にいらっしやってもらうところまではつながっていない状態でございます。これからも努力はもちろん続けてまいりますけれども、今はそういう状態です。

○及川幸子委員 その事情、国に働きかけている部分はわかりますけれども、この請願の本身、1年間で1,142名、救急搬送が285名と、何かこれ沿岸では守っていかなければならない、近辺では絶対守らなければならない問題だと思っております。まず、大変なことではありますけれども、引き続き対応を切にお願いして、質問を終わります。

○小野寺有一副委員長 この後の議案とも関連してまいりますけれども、一括となっておりますので、この請願についての御質問とさせていただきます。まずこの後もう一つの病院の方からの請願もあるわけですが、県内に今23県立病院があると承知しておりますけれども、その中からこの2つの病院から上がってきているわけですが、事情としては大体同じような事情をそれぞれの病院で抱えていらっしやるのではないかと思うわけでございます。今後こういった請願がほかの病院からも出てくる可能性があるのではないかと思うのですけれども、そういったことの見通しをぜひ教えていただきたい。もしもそうなった場合に、医療局としては早く出た順番なのか、それともそれはどうなのかわかりませんが、そういった観点でそういった全体のバランスをとっていく方向を考えていらっしやるのか、その部分をお尋ねしたいと思います。

○法貴医療局長 我々は、県全体の医療を確保するという観点から物を考えていかなければいけないというふうに考えていまして、確かにこの大船渡病院の循環器は、全県を見ても救急センターがあるということからいけば、イの一番にやらなければならないということは確かです。それで、先ほど医師対策監の方から概要を説明させましたけれども、実は宮古病院のこともあって、医局は人数が少なくなってきているものですから、宮古からもいなくなる、大船渡からもいなくなる。そして、ちょうど釜石にいれば、釜石だと宮古からも大船渡からも両方カバーできるのではないかなというふうな考えで、釜石病院に今循環器が寄っているわけです。そういう中で我々は何をしていくかということですが、大船渡病院の循環器のレベルというか、今までやってきた診療のレベル、それから宮古病院でやってきたレベル、それから釜石病院でやってきたレベル、それぞれ違います。それから先ほどチームでやっているということになりますけれども、チーム全体でやっている場合には、なかなか急にやれないような診療内容です。ということになれば、やはりこういうビジョンをもう一度医局の方に戻して、やれるべき病院でやっていくような形でお願いしたいというふうな要請を、ただ欲しい、欲しいと言ってもなかなか理屈が通りませんので、この2カ月か

ら3カ月やってみた結果をもう一度医局の方たちとお話し合いをしてみたいなということで、今そういうチャンスを下さいという話ではないですけども、そういうこととか、あとは国にも要望を進めてきているということでございます。

それから、他の診療科でもあるのかということですが、冒頭で申し上げましたけれども、決して先に順番に上がったところだけというわけではなくて、全県を見通してどこの病院で何をカバーしていくかということ全体を見ながら医師の配置をしていくということでございます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

どなたか御発言をお願いします。

○小野寺有一副委員長 先ほど質疑のところでも申し上げさせていただきましたけれども、やはり今、法貴局長の方からもお話がありましたが、医療局内の県立病院全体のバランスあるいは医師全体の配置、各県立病院のチームワーク、それから各医療圏域の医療ニーズ、そういったところまで考え合わせますと、やはりこれは他病院の、例えば三次救急の救急センターも県内に3カ所存在しているわけでございますので、そういったことを含めて継続して審査を行った方がよろしいのではないかというふうに思います。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。継続審査の方向で進めてよろしいですか。

○及川幸子委員 局長さんから御答弁いただいた県全体を上げて小野寺委員の質問に答えた結果ですけども、県全体の流れを見てなんかで、のんびりしたこと言っていられないと思います。先ほど来から申し上げました、やっぱり緊急の指定をされている病院というのは、重要視していかなければならないと私は思いますので、これは絶対採択をしたいと思いません。

○千葉康一郎委員長 三浦陽子委員は。

○三浦陽子委員 確かに緊急性が伴う、バランスを見るというのももちろん大事だと思いますけれども、やはり今、大船渡病院からはかなりの緊急性を持った請願だと思いますので、採択の方向でお願いしたいと思います。

○千葉康一郎委員長 今、継続と、それから採択と2つのため、ここで若干休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 それでは、再開いたします。

(及川あつし委員退席)

○千葉康一郎委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず最初に継続審査について採決をいたします。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査としないことに決定いたしました。

(「一応立たせて、立たないかもしれない」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 それでは次に、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 起立多数であります。ただいま採決をいたしました、本請願、岩手県立大船渡病院の充実を求める請願につきましては、採択と決定いたしました。

(及川あつし委員入席)

○千葉康一郎委員長 それでは次に、受理番号第2号県立胆沢病院産婦人科と小児科の常勤医師増員確保を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○根子病院改革室経営改革監 それでは、御説明申し上げます。

まず、産婦人科の診療体制でございます。産婦人科の医師の数でございますが、24時間対応が必要な過酷な勤務環境であること、それから医療に関する訴訟リスクの高まりなどから、全国的に減少傾向にあります。本県についても同様に減少傾向にあるという状況でございます。県立病院では、直近5年間で常勤医師が8名、25.8%減少しているという状況でございます。胆沢病院の産婦人科の体制でございますけれども、今年度当初、常勤医師3名で診療に当たっておりましたが、2名が勤務を離れまして、常勤医師1名の診療体制となるということから、関係大学へ派遣要請など医師確保に向けた努力を行ってまいりましたが、後任医師の確保は難しい状況でございます。このため、限られた医師の数の中で今後とも継続して産婦人科医療を提供するためには何が求められているのか、それから医療を提供する側としての産婦人科勤務医の勤務環境の改善、それから医療の質の維持を図っていくためにどういう体制が必要とされるかといったようなことなど、現在、関係大学や県の産婦人科医会などと協議しながら、地域の医療資源を十分考慮し、県全体としてのシステムのあり方について検討しているという状況でございます。

次に、小児科医師の関係でございますけれども、小児科の救急患者数というのが小児科常勤医師が配置されている県立病院の救急患者全体の中で25.7%、約4分の1を占めております。それで、処方時間外も多いということから、小児科の医師の負担は極めて大きくなっているという状況でございます。小児科の医師の数は全国的には微増の状態ですけれども、本県においては若干減少傾向にあるといったような状況でございます。県立病院では、直近5年間で常勤医師が4名、12.5%減少しております。小児科医師の確保もなかなか難しい状況でございます。しかし、少子化が進む中で安心して子供を育てられる環境を整えていくということがますます重要となってきていますことから、小児科医師の確保に向けてより一層努力してまいりたいと、そのように考えております。

説明は以上でございます。

○千葉康一郎委員長 それでは、本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○高橋元委員 この中身で、産婦人科がもし廃止された場合、小児科も廃止の方向と聞いていますとありますが、こういう方向であるのですか。

○法貴医療局長 今、根子改革監の方から説明したとおり、請願の中身としては産婦人科がなくなれば小児科というふうに関連するような形になっている請願の中身なのですけれども、産婦人科はものすごく人数が減ってきているので、県全体で何をすべきかと今悩んでいるところなのですけれども、小児科は絶対確保したいという確信のもとで今進んでいますので、そういう状況にならないように頑張らなければいけないと思っています。

○及川幸子委員 すみません、紹介議員になっているから、地元でございます。実は、この廃止部分というか、医師がいなくなるというのは、余りにも突然過ぎたと私は思っております。やっぱり受け入れたときに、その期間は必ずあったはずです。それで妊婦さん達に聞きますと、受け入れていながら、7月には無理ですよと言われたのが5月ごろだったでしょうか。ですから、精神的なショックがものすごく大きいとどなたに会っても言われます。やっぱりこの医局の体制といいますか、もう少し説明すべきだったと思います。こういう状況になることもわかっていたはずですよ。2カ月内で退職されるとか、異動されるというのが決まったとは思っておりません。胆沢病院の県立病院と医局とのいろいろな部分がなかなか連携がとれていないというのが大きな状況ではなかったかと思えますし、またマスコミが先行して、産科がなくなれば小児科もなくなるよと、すぐにこのように報道することもいかなものかと思えます。

そういう中で、私ども地元の県議会議員は、胆沢病院の審議会委員になっておりまして、医療局から任命されております。そういう中で、全く説明がなかったわけですが、私は再三それを指摘しております。いまだに説明がないのですけれども、今後このままマスコミを通じただけの報道で来るのでしょうか。それとも、審議会を1回集めて状況を説明するのか、その辺のところを局長にちょっとお尋ねしたいと思えます。

○法貴医療局長 説明不足があったということは、大変反省しております。いずれにしても医局の人事の中で非常に揺れるというか、なくなるとか、あるとか、もう残ってくれるとか、それでも頑張って何月までは残したいとか、さまざまな条件が出されたのが3月ころからでした。そこから始まって、では現実にとどこまでいけるのだろうという話もあったのですけれども、そういう中で私たちは事が事だけに、あまり大っぴらに話すこともできなかったのですけれども、いずれ今、胆沢病院の産婦人科の今後のあり方について、いろんな手だてを講じ、さっき及川幸子委員からも助産師外来はやれないのかとか、もっと助産師たちの活用ができないのかとか、さまざまな御提案もいただいているところであり、そういうことができるのかできないのかということについても、今医局とかお医者さん自身とお話しているところでもあります。いきなりということはありませんので、その体制が見え次第、地元の県議にはぜひお話をしていきたいなと思っておりますし、運営協議会の委員にもなっておりますので、そういう話は事前にお話ししてまいりたいと思っております。

○及川幸子委員 やはり早急に審議会委員を集められて、今の状況をお話しされない、あ

たかも小児科もなくなるということで、本当にもう奥州市では子供が産めないと言えささやかれております。盛岡に次ぐ13万人都市が誕生しました。合併して1年でございます。中核を担うこの県南の市が産科も小児科もなくなるということでは、県民に対して威張って盛岡に次ぐ13万人都市などとは言えないような状況だと思っております。その辺のところもしっかりと受けとめて、そして東北の医局の方とも連携をとりながら進めていただきたいと思います。以上です。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

○及川あつし委員 先ほどの請願の際も申し上げましたが、個々の請願内容については了とするものの、ぜひ全県的な対応を早急にとられるように委員会として決議をすることを条件として、私は賛成をしたいと思っております。

○千葉康一郎委員長 ただいま及川あつし委員から、条件を付して賛成、いわゆる採択というふうな御意見がございます。

ほかにありませんか。

○小野寺有一副委員長 先ほど受理番号第1号の請願と同様の趣旨でございますので、議論は省略させていただきたいと思っておりますけれども、本請願につきましては先ほど法貴局長の方からお話がありましたとおり、2つの請願内容が含まれております。したがって、県立胆沢病院産婦人科と小児科の常勤医師増員確保を求める請願につきましては、先ほどの請願と同じように継続審議を求めたいところでありますけれども、岩手県当局、県医療局、県議会、各市町村、そして県民が一体となり、国や大学、医療機関に働きかけ、医師の配置を訴えていくことが必要だという点につきましては、採択をされてよろしいのではないかと思いますので、一部採択という形をお願いできればと思います。

○千葉康一郎委員長 それでは、ただいま採択と、それから一部採択の御意見がありました。それで、この取り扱いでございますが、ちょっと休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 それでは、再開いたします。

(及川あつし委員退席)

○千葉康一郎委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査としないことに決定いたしました。

(「委員長、起立を求めます」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 それでは、採択の意見があります。その採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択されました。

(及川あつし委員入席)

○千葉康一郎委員長 それでは、休憩をして、先ほどの及川あつし委員からの、いわゆる決議について皆さんの御意見を伺いたいと思います。

すみません、こちらで今、文案を用意していませんので、皆さんから御意見を伺います。

休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 再開いたします。

ただいま休憩中にいろいろお話しございました。及川あつし委員の決議文の文案を委員長にお任せいただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 それでは、文案を起草しますので、暫時休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど及川あつし委員から御意見のありました決議案について、お手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。これ、朗読いたしますか。よろしいですか。

(「省略」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 これについて、御意見はありませんか。

○及川あつし委員 意見を取り入れて、文案を策定していただきまして、ありがとうございました。異議なしでございますので、同文案でよろしくお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。決議案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認め、決議案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

以上をもって医療局関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。

医療局の皆様には、退席されて結構です。御苦勞さまでございました。

次に、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。

次回8月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情1件の審査を行いたいと思います。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会については、今回継続審査となりました請願陳情1件が8月の審査において継続審査となった場合には、その請願陳情の審査及び所管事務の調査を行いたいと思います。

調査項目については、「ひとにやさしいまちづくりの推進について」及び「地域ケア体制整備構想について」としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議ないようでございますので、さよう決定いたしました。

また、継続審査及び調査と決定した各件については、別途議長に対して閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。10月31日から11月2日にかけて予定しております当委員会の全国調査についてであります。お手元に配付いたしております調査計画案により実施することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 異議なし認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。なお、当委員会の県内調査につきましては、本日お手元に通知のとおり7月24日に実施いたしますので、御参加願います。

○高橋博之委員 すみません。ちょっと1点だけ確認なのですけれども、この県内調査についてであります。医師確保等、本当に当常任委員会が所管をしている問題が山積をしている中、この視察先を選んだ理由についてお知らせをいただければと思います。

○千葉康一郎委員長 それでは、事務局をして説明をいたします。

では、休憩します。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 それでは、再開します。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。